■基本的方向１　雇用等における女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランス

(1) 企業における女性の活躍推進

具体的取組	No.	事業等名称	事業概要	令和７年度目標値	令和７年度事業実績	自己評価	今後の方向性等	令和８年度事業概要	所管所属（区局室）
・女性活躍推進の職場環境づくりを進める「大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証企業（以下「認証企業」という。）」を増やしていくために、認証企業のＰＲや認証の有用性について周知する等、働きかけを行います。 ・女性活躍の取組の推進に向けて、認証企業等の先進的な取組事例等についての情報提供や企業間での交流の機会の提供を行います。 ・女性活躍の取組が進んでいない中小企業等に対し、女性活躍の意義や必要性の啓発及び取組支援を行います。 ・方針の立案、決定過程への女性の参画拡大に向けて、企業における女性管理職の積極的な登用を促します。 ・長時間労働の是正や在宅勤務（テレワーク）などによる働き方の見直しなど、男性・女性がともに働き続けやすい職場環境づくりの推進に向けて、啓発・支援を行います。 ・男性の育児・介護休業等の取得促進など、男性の家庭参画に向けた意義や必要性の啓発及びノウハウ等の提供を行います。 ・公共調達において、公正性、経済性及び品質の確保に配慮しつつ、積極的に女性活躍に取り組んでいる企業へのインセンティブの付与を行います。 ・「男女雇用機会均等法」「女性活躍推進法」等の趣旨や「労働基準法」等に基づく女性労働者の母性保護、母性の健康管理について周知・浸透を図ります。 ・企業におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントをはじめとする様々なハラスメントの防止に向けた啓発を行います。	1	総合評価一般競争入札制度における取組	総合評価一般競争入札発注時に評価項目として設定のうえ発注している	総合評価一般競争入札発注時に評価項目として設定（９件）	総合評価一般競争入札発注時に評価項目として設定（９件）	①達成	-	令和７年度と同じ	契約管財局 事業担当局（各区・局）
	2	指定管理者制度における選定基準の取組	指定管理者の選定基準において加点ができる仕組みを設定している	指定管理者の選定基準において加点ができる仕組みを設定している	指定管理者の選定基準において加点ができる仕組みを設定している	①達成	-	令和７年度と同じ	契約管財局 事業担当局（各区・局）
	3	企業を対象としたセミナー等開催	企業幹部や人事労務を担当する管理職や担当者を対象にした働き方やハラスメントに関するセミナー・研修会の実施	受講者アンケートにおいて「活用できる」 85%以上、「役に立つ」85%以上	・第2回人権啓発基礎講座（企業・事業所の新任人権啓発担当者向け）において、ハラスメントに関する講座を開催（１回） アンケートにおいて、 講座内容が「活用できる・どちらかといえば活用できる」評価：98.6% 講座内容が「大変役に立つ・役に立つ」評価：98.6% ・第3回労務・人権啓発講座（オンデマンド配信）（企業・事業所・各種団体の労務・人事担当の管理職向け）において、ハラスメントに関する講座を開催（１回） アンケートにおいて、 講座内容が「活用できる・どちらかといえば活用できる」評価：95.5% 講座内容が「大変役に立つ・役に立つ」評価：96.4%	①達成	継続	令和７年度と同じ	市民局
	4	産業創造館における創業・新事業創出・経営革新支援事業	本市中小企業の総合的支援拠点である大阪産業創造館を中心に、企業の経営基盤の強化および創業を支援し、中小企業の事業拡大や成長・発展を図っている。 令和７年度は大阪・関西万博の開催年であり、フェムテック等の女性の活躍に資する商材やサービスに関する展示会や、海外も含めた女性経営者同士の交流会を、産業創造館にて実施。	企業の経営基盤の強化および創業を支援するため、各種セミナーやイベントを開催。	・企業の経営基盤の強化および創業を支援するための、各種セミナーやイベントを開催した。 ・フェムテック等の女性の活躍に資する商材やサービスに関する展示会や、海外も含めた女性経営者同士の交流会を、産創館にて実施した。 ・起業をめざす女性を対象とした連続講座「女性起業のコトはじめ講座」を実施。	①達成	今後も企業の経営基盤の強化および創業を支援するため、各種セミナーやイベントを開催。	令和８年度も引き続き、企業の経営基盤の強化および創業を支援するため、各種イベントやセミナーを開催。「女性起業のコトはじめ講座」も引き続き実施する。	経済戦略局
	5	企業等の女性活躍推進に向けた認証及び啓発・支援事業	女性にとって働きやすい職場環境の整備を積極的に推進する大阪市内の企業等を認証しPRすることで、その取組を広く普及させる。 女性活躍の取組が進んでいない中小企業等に対して女性活躍の重要性の理解を促すため、アウトリーチによる啓発・取組支援を実施する。	リーディングカンパニー認証件数：80件以上 アウトリーチ啓発：1,500件以上 取組支援：150件以上	○企業等への啓発・取組支援・申請勧奨 リーディングカンパニー認証件数：82件（累計1059件） アウトリーチ啓発：1,541件 取組支援：226件 チャレンジ企業認証：1件（累計138件） ○認証企業等への支援 ・女性従業員向けリーダーシップ研修 ・「男性育休」取得実現までのプロセスセミナー ・先進事例セミナー＆交流会 ・認証企業と大学生等が働き方について意見交換・情報交流を行う機会の提供 ○広報周知 ・認証制度の周知 SNS配信、チラシ・ポスター、Webサイト掲載 ・認証企業の知名度・イメージアップ デジタルフォトブック更新、メルマガ配信	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
	6	仕事と家庭の両立に向けた啓発事業	男性の家事・育児等への参画、女性のキャリアアップ等への支援を図るため、企業の経営管理者層や広く男性・女性等を対象に、固定的な性別役割分担意識や性差に関するアンコンシャスバイアスの解消等に向けたセミナー等を実施する。	両立支援講座の参加者アンケートで、家事・育児は夫婦が共に担うべきと回答した割合：80%以上	○両立支援講座の参加者アンケートで、家事・育児は夫婦が共に担うべきと回答した割合：97.3% ○ セミナー等5回 ・テーマ：男性育休取得をめざすセミナー ～男性育休取得を実現！その方法とメリット～ ・テーマ：就活生の本音を知る座談会 ～採用力向上セミナー＆座談会～就活のウワサ話ウソ？ホント？仕事選びの本音とは ・テーマ：アンコンシャスバイアスセミナー ～企業相談の専門家が教える職場の人間関係を良くするポイント ・テーマ：女性の健康問題への理解促進セミナー ～職場のみんなで学ぼう～まずは知ることが取組の第一歩！女性の健康問題とは？ ・テーマ：ステップアップ、スキルアップに役立つセミナー ～女性のキャリアとスキルアップのつくり方― 学びを「強み」に変えるヒント	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
	7	女性活躍推進情報発信事業	「女性活躍リーディングカンパニー」の情報や、講座・イベント等の情報、企業や地域等で活躍する女性ロールモデルの紹介など、女性活躍に関する様々な情報について、専用サイト「きらめく女性の応援ひろば～未来へレディGo！～」及び各種SNSで発信する。	女性活躍推進ポータルサイト閲覧数：95,000件以上 地域で活躍するロールモデルの発信件数：７例以上	○女性活躍推進ポータルサイト閲覧数：100,481件 ○地域で活躍している女性の活動事例等の情報（７例） ○専用サイト及びSNSで発信 ・女性活躍リーディングカンパニーの情報や、講座・イベント等 ・女性活躍に関するコンテンツ（19本）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
	8	ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間	行政（大阪労働局・大阪府・大阪市等）、経済団体、労働団体、金融機関等で構成する「大阪働き方改革推進会議」のもと、「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」において、大阪女性きらめき応援会議と協働して仕事と生活の調和推進（ワーク・ライフ・バランス）に向けた取組を進める。	啓発取組回数：18回以上	○ワーク・ライフ・バランス推進の取組み（啓発取組回数：20回） ・広報啓発 市HP更新、市民局Facebook配信、女性活躍推進ポータルサイトへの 啓発記事掲載、PTA会報誌へのロゴ掲載、本市職員への周知メール、 関係施設等へのチラシ配布、関係団体等を通じた周知 ・セミナー ～職場のみんなで学ぼう～まずは知ることが取組の第一歩！女性の健 康問題とは？ 働く女性の仕事力アップ！～AIで磨く、私らしい働き方～ 産後のパパにできること～育児と家事とパートナーに向き合う心構え～ 男は仕事？"手放すと楽になる"働き方改革 育休復帰準備セミナー～わが家の共働き・共育てスタイルを見つけよう！～ プレパパ応援！パパのための出産準備講座	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
	9	クレオ大阪における講座・セミナーの実施	クレオ大阪における各種講座、セミナーの中で関連する講座、セミナーを開催する。	クレオ大阪各館において、複数回セミナーを実施	女性活躍推進についてのセミナーの実施81回（中央館14回、子育て館13回、西部館16回、南部館16回、東部館22回）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
	10	情報誌クレオ、クレオＨＰ等を活用した啓発	情報誌クレオ、クレオＨＰ等を活用して関連する内容の啓発を実施する。	情報誌クレオの発行	情報誌クレオの発行、ホームページ・各種SNSでの情報発信	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
	11	母子健康手帳等による働く女性への情報提供	平成13年度より母子健康手帳に「働く女性のための出産・育児に関する制度」の項目を設け、平成14年度より「働く女性・男性のための出産・育児に関する制度」として産前・産後・育児期の労働や休業、健康管理について、男女労働者の育児のための諸制度等についても掲載している。 また医療機関に記入してもらい事業主に措置申請できる「母性健康管理指導事項連絡カード」を掲載している。	－	妊娠届出者　２１．２１５人	①達成	継続実施予定	母子健康手帳副読本に「働く女性の妊娠・出産・育児について」を掲載し、産前・産後・育児期の労働や休業、健康管理や諸制度等について情報提供している。また母子健康手帳に医療機関に記入してもらい事業主に措置申請できる「母性健康管理指導事項連絡カード」を掲載している。	こども青少年局

(2) 女性の多様な働き方の実現

具体的取組		No.	事業等名称	事業概要	令和７年度目標値	令和７年度事業実績	自己評価	今後の方向性等	令和８年度事業概要	所管所属（区局室）
①　女性の能力開発や継続就業等の支援	・働きたい、働き続けたいと考えている女性に対し、仕事と家庭を両立しながらキャリアアップを図ることができるよう、セミナーの開催や情報提供等を行うほか、男性の家事・子育て等への積極的な参画を促すなど、意識改革に向けた取組を行います。 ・育児・介護休業取得後に職場復帰をめざす女性に対し、保育サービスなど仕事と家庭の両立についての様々な情報提供や、セミナーの開催などにより支援を行います。	12	仕事と家庭の両立に向けた啓発事業（再掲）	男性の家事・育児等への参画、女性のキャリアアップ等への支援を図るため、企業の経営管理者層や広く男性・女性等を対象に、固定的な性別役割分担意識や性差に関するアンコンシャスバイアスの解消等に向けたセミナー等を実施する。(再掲)	両立支援講座の参加者アンケートで、家事・育児は夫婦が共に担うべきと回答した割合：80%以上	○両立支援講座の参加者アンケートで、家事・育児は夫婦が共に担うべきと回答した割合：97.3% ○ セミナー等5回 ・テーマ：男性育休取得をめざすセミナー ～男性育休取得を実現！その方法とメリット～ ・テーマ：就活生の本音を知る座談会 ～採用力向上セミナー＆座談会～就活のウワサ話ウソ？ホント？仕事選びの本音とは ・テーマ：アンコンシャスバイアスセミナー ～企業相談の専門家が教える職場の人間関係を良くするポイント ・テーマ：女性の健康問題への理解促進セミナー ～職場のみんなで学ぼう～まずは知ることが取組の第一歩！女性の健康問題とは？ ・テーマ：ステップアップ、スキルアップに役立つセミナー ～女性のキャリアとスキルアップのつくり方― 学びを「強み」に変えるヒント	①達成	継続実施予定	令和６年度と同じ	市民局
		13	合同企業説明会の開催	女性活躍リーディングカンパニー認証企業をはじめ女性が働き続けられるよう環境整備を進めている企業とのマッチングを行う。	再就職や仕事と家庭の両立支援セミナー等への参加者アンケートで「就職意欲が高まった」と回答した割合　80%	・マッチングイベント（合同企業説明会）　　４回開催 （参加者アンケートで「就職意欲が高まった」と回答した割合　87.4%）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		14	しごと情報ひろばにおける職業相談・職業紹介事業	求職者の希望条件やこれまでの経験等をふまえ、職業紹介や職業相談を実施するとともに、必要に応じてキャリアカウンセリングやセミナー、職場体験等を通してトータルに支援。	しごと情報ひろば・地域就労支援センター事業における職業相談・職業紹介事業による女性就職者数　800人	・無料による職業相談・職業紹介施設の運営 （相談件数　28,759件、就職件数　2,127人（うち女性　966人）） ・出張相談、セミナーの開催など、施設窓口以外の場所で、支援対象者を掘り起こしていく事業の実施 （・女性の働き方セミナー　４回開催　・就活サポートセミナー　３回開催） ・しごと情報ひろば「クレオ大阪西・マザーズ」における職業紹介に係る求人開拓を実施し、独自の求人情報を開拓・収集 ・その他、支援対象者の状況に応じ、仕事に就くこと、自分に合った仕事を見つけることなどについての意識づけを行うなどの就職準備支援	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		15	女性活躍推進情報発信事業（再掲）	「女性活躍リーディングカンパニー」の情報や、講座・イベント等の情報、企業や地域等で活躍する女性ロールモデルの紹介など、女性活躍に関する様々な情報について、専用サイト「きらめく女性の応援ひろば～未来へレディGo！～」及び各種SNSで発信する。	女性活躍推進ポータルサイト閲覧数：95,000件以上 地域で活躍するロールモデルの発信件数：７例以上	○女性活躍推進ポータルサイト閲覧数：100,481件 ○地域で活躍している女性の活動事例等の情報（７例） ○専用サイト及びSNSで発信 ・女性活躍リーディングカンパニーの情報や、講座・イベント等 ・女性活躍に関するコンテンツ（19本）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
②　未就業女性に対する就業支援	・様々な理由により未就業の状態にある女性に対する個々の状況に応じた就職支援や、働くことをはじめとする社会参画を促すセミナーや講座等を実施します。 ・求職者に対して認証企業の認知度を高めるとともに、認証企業をはじめ、女性が働き続けられる職場環境づくりに積極的に取り組む企業とのマッチング機会を提供するなど、就職支援を行います。 ・出産を機に離職した女性に対し、子育てと仕事の両立など再就職の不安を解消するための講座や交流会を開催するとともに、自分に合った仕事選びと、保育サービスや子育て支援情報の提供を一体的に行うなど、再就職を総合的に支援します。 ・起業したい女性に対するセミナーの開催やイベント等の情報提供、相談事業やネットワークづくりへの支援を行います。	16	合同企業説明会の開催（再掲）	女性活躍リーディングカンパニー認証企業をはじめ女性が働き続けられるよう環境整備を進めている企業とのマッチングを行う。（再掲）	再就職や仕事と家庭の両立支援セミナー等への参加者アンケートで「就職意欲が高まった」と回答した割合　80%	・マッチングイベント（合同企業説明会）　　４回開催 （参加者アンケートで「就職意欲が高まった」と回答した割合　87.4%）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		17	しごと情報ひろばにおける職業相談・職業紹介事業（再掲）	求職者の希望条件やこれまでの経験等をふまえ、職業紹介や職業相談を実施するとともに、必要に応じてキャリアカウンセリングやセミナー、職場体験等を通してトータルに支援。（再掲）	しごと情報ひろば・地域就労支援センター事業における職業相談・職業紹介事業による女性就職者数　800人	・無料による職業相談・職業紹介施設の運営 （相談件数　28,759件、就職件数　2,127人（うち女性　966人）） ・出張相談、セミナーの開催など、施設窓口以外の場所で、支援対象者を掘り起こしていく事業の実施 （・女性の働き方セミナー　４回開催　・就活サポートセミナー　３回開催） ・しごと情報ひろば「クレオ大阪西・マザーズ」における職業紹介に係る求人開拓を実施し、独自の求人情報を開拓・収集 ・その他、支援対象者の状況に応じ、仕事に就くこと、自分に合った仕事を見つけることなどについての意識づけを行うなどの就職準備支援	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		18	チャレンジスタジオの運営（クレオ大阪東）	女性の就業・起業等を支援するため、集中的な学習、情報交換の場を提供。利用者に対して、情報提供を実施。	－	利用人数：47人	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局

(3) 大阪市役所における働きやすい職場づくりと女性の参画拡大

具体的取組		No.	事業等名称	事業概要	令和７年度目標値	令和７年度事業実績	自己評価	今後の方向性等	令和８年度事業概要	所管所属（区局室）
①　働きやすい職場づくり	・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた年次休暇取得の促進、超過勤務縮減の取組及び管理職をはじめとした職員の意識向上に向けた研修等の実施、時差勤務制度の整備及びテレワークの推進に取り組みます。 ・安心して出産・子育てをすることができる職場環境づくりに向けた休暇・休業等制度の周知徹底、管理職をはじめとした職員の意識向上、育児休業の代替要員の確保や育児休業中の職員への情報提供などに取り組みます。 ・男性職員の育児参加の促進に向けた制度の周知や情報提供、上司との面談の仕組み化等により、男性職員が育児休業や配偶者分べん休暇、育児参加休暇等を取得しやすい職場づくりを推進します。 ・ハラスメント等の各種相談体制の整備等を実施します。	19	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	・働き方改革実施方針に基づき各種取組を実施。 ・年次休暇取得の促進（１日単位の年次休暇を年5日以上取得） ・超過勤務縮減、私事在館やサービス残業と捉えられかねない状況の改善 ・管理職をはじめとした職員の意識向上 ・子どもを生み、育てやすい職場環境づくり ・育児休業等の対象となる男性職員とその上司に対し休暇取得を個別勧奨。また、上司は面談を義務化し、育児に関する休暇取得のスケジュールを立てる。 ・市長部局の全職員を対象に、男性職員の育児休業等取得の意識啓発メールマガジンを発出。 ・職員を対象に、庁内講師による働き方を考えるセミナーを開催。	・働き方改革実施方針に基づく各種取組の実施【通年】 ・年次休暇取得の促進（１日単位の年次休暇を年5日以上取得）【通年】 ・超過勤務縮減、私事在館やサービス残業と捉えられかねない状況の改善【通年】 ・管理職をはじめとした職員の意識向上　研修の実施【年１回】 ・子どもを生み、育てやすい職場環境づくり【通年】 ・育児休業等の対象となる男性職員とその上司に対する休暇取得の個別勧奨・上司への面談義務化・育児に関する休暇取得のスケジュール作成【通年】 ・市長部局の全職員を対象とする男性職員の育児休業等取得の意識啓発メールマガジンの発出【年２回】 ・職員を対象とする庁内講師による働き方を考えるセミナーの開催【年１回】	・働き方改革実施方針に基づき各種取組を実施。 ・年次休暇取得の促進（１日単位の年次休暇を年5日以上取得）。 ・超過勤務縮減、私事在館やサービス残業と捉えられかねない状況の改善。 ・管理職をはじめとした職員の意識向上。 ・子どもを生み、育てやすい職場環境づくり。 ・育児休業等の対象となる男性職員とその上司に対し休暇取得を個別勧奨。また、上司は面談を義務化し、育児に関する休暇取得のスケジュールを立てる。 ・市長部局の全職員を対象に、男性職員の育児休業等取得の意識啓発メールマガジンを発出。	①達成	-	令和７年度と同じ	総務局
②　女性職員の登用	・女性の活躍を推進し組織の活性化を図るため、女性の管理職登用に関する数値目標を設定し、意欲、能力、実績を持った女性職員を積極的に管理職に登用します。 ・女性教職員の管理職への登用を推進するため、管理職試験の受験を奨励するとともに、能力・適性に基づいた登用を行います。 ・女性職員の職域の拡大や、　幅広い職務経験を積むことができる人事配置を行います。 ・女性職員の活躍のサポートに向けた女性職員向けのセミナーやキャリアデザイン研修などや、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた管理職向け研修などを実施します。	20	・女性職員の管理職への登用促進 ・庁内公募の活用 ・女性職員向けのセミナーやキャリアデザイン研修の実施 ・ワーク・ライフ・バランス推進に向けた管理職向け研修 ・イクボスにかかる管理者層向け冊子の作成・活用	・特定事業主行動計画における数値目標の達成に向けて、引き続き、女性職員の積極的な管理職登用を進めていく ・意欲ある職員の能力を最大限発揮させ、行政サービスの向上に資するため、庁内公募を実施 ・職員を対象とした研修等の実施 ・管理職を対象としたワーク・ライフ・バランス、イクボスに関する研修を実施 ・管理職が部下職員とのコミュニケーションのツールとなる冊子の作成、周知	・庁内公募の実施【年１回】 ・特定事業主行動計画における数値目標の達成に向けて、引き続き、女性職員の積極的な管理職登用を進めていく【通年】 ・意欲ある職員の能力を最大限発揮させ、行政サービスの向上に資するため、庁内公募を実施【年１回】 ・女性職員を対象とした研修等の実施 ・管理職を対象としたワーク・ライフ・バランス、イクボスに関する研修を実施【年１回】 ・管理職が部下職員とのコミュニケーションのツールとなる冊子の作成・周知【年１回】	・庁内公募の実施（12月）。 ・特定事業主行動計画における数値目標の達成に向けて、引き続き、女性職員の積極的な管理職登用を進めていく。 ・意欲ある職員の能力を最大限発揮させ、行政サービスの向上に資するため、庁内公募を実施。 ・管理職を対象としたワーク・ライフ・バランス、イクボスに関する研修を実施。 ・管理職が部下職員とのコミュニケーションのツールとなる冊子の作成・周知。	①達成	―	令和７年度と同じ	総務局
		21	女性職員の職域拡大と男女のバランスのとれた職員配置・職務経験付与	女性消防吏員の継続的、安定的な採用を引き続き実施するため広報活動を推進するとともにキャリア形成を支援し、女性消防吏員の活躍を促進します。	消防吏員に占める女性消防吏員の割合５％	令和７年度中 女性消防吏員　12名採用（採用総数は195名） 令和８年４月１日現在 消防吏員数は、3,758名（男性3,564名、女性194名） （消防吏員に占める女性消防吏員の割合　5.16%）	①達成	計画的な女性消防吏員の採用を継続するとともに、女性消防吏員の活躍等の広報活動についてもホームページや各種SNS等を活用し発信していきます。	令和７年度と同じ	消防局
		22	特定事業主行動計画の推進	「女性活躍推進法」に基づき策定した特定事業主行動計画（後期）を推進し、女性職員数の継続的・安定的な確保に努めるとともに、女性管理職の育成及び女性職員の意欲向上に繋がるOJT の促進により、女性職員の活躍推進に取組む。	単年度ごとの具体的な数値目標は定めていないが、特定事業行動計画に定める目標値を令和12年度までに達成すべく、取組を継続している。	多様な経験を積める人事配置を行うこととし、女性が活躍し、充実した仕事の経験やチャレンジングな経験を積み重ねられるような人事配置を行うとともに、各課においては事務分担の工夫を行うよう努めた。また、令和８年２月に職員の多様な働き方を考える交流会を実施し、多様な働き方を考えるコラムを同年３月に発行した。	①達成	―	令和７年度と同じ	水道局
		23	ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と子育て両立支援に関する意識を向上させるための取組として、「水道局ワーク・ライフ・バランス推進委員会」等で決定した取組みを推進する。	ワーク・ライフ・バランスに係る具体的な取組を策定し、内容を実施する。	仕事と子育て両立支援に関する意識を向上させるための取組として、「水道局ワーク・ライフ・バランス推進委員会」等で決定した取組みを推進した。	①達成	―	令和７年度と同じ	水道局
		24	園長及び教頭、指導主事等教職管理職への任用の促進及び教職管理職登用試験への出願促進	市女性教員の管理職への登用を推進するため、管理職試験の受験を奨励すると共に、能力・適正に基づいた登用を行う。	令和７年度実施の教頭・指導主事昇任選考試験における小・中学校の女性受験者の割合　30%	令和７年度実施の教頭・指導主事昇任選考試験における小・中学校の女性受験者の割合25.4%	③未達成	業務過多により管理職の魅力が低下しており、女性に関わらず受験者の減少が顕著である。そのため、これまで配置していた管理職の補助要員を拡大するなど、更なる負担軽減を図っている。	令和７年度と同じ	教育委員会事務局
③　審議会等への女性の登用	・審議会等委員における女性委員の比率を高めるとともに、団体推薦による審議会等委員についても女性委員の推薦について引き続き協力を要請していきます。	25	審議会等への女性委員の積極的登用	・「審議会等の設置及び運営に関する指針」に審議会等での女性委員の積極的な登用に係る規定をおいている。 ・「行政運営上の会合」の開催に係る事前調整において、女性比率の確認、女性比率を充たせない会合における理由及び今後の対応策の徴取 ・毎年度、審議会等運営状況を照会し、回答に基づき各審議会等について女性比率を充たすか否か、満たさない理由、今後の見直し方針の公表。 ・男女共同参画推進本部を通じて、審議会等での女性委員の積極的な登用を依頼する。	審議会等において女性委員が占める割合を40%とする。	審議会等で女性委員の占める割合として40%が目標とされているところ、令和７年度（令和７年11月１日時点）において、大阪市の附属機関及び懇談会等行政運営上の会合の全委員等数3,509名のうち女性については1,233名となっており、比率は35.1%となっている。（総務局調べ） また、法律・条例により設置されている審議会等（附属機関※区政会議以外の懇談会等行政運営上の会合を除く）では現員2,337名中837名であり比率は35.8%となっている。 （令和７年4月1日時点　市民局調べ）	③未達成	・「審議会等の設置及び運営に関する指針」に審議会等での女性の積極的な登用に係る規定をおいており、委員等の具体的な選定については各所属の責任において行っているところ、専門性のある人物を選定するに当たり、該当する女性の専門家がいない場合があるなどの理由によって、40%の目標は未達成である。 ・引き続き、「行政運営上の会合」のメンバー選定に係るの事前調整において、女性比率の確認、女性比率を充たせない場合の理由及び今後の対応策の聴取を実施するとともに、審議会等における積極的な女性登用を進めていくよう各所属に向けた周知等に努める。	令和７年度と同じ	総務局 市民局 事業担当局（各区・局）

■基本的方向2　地域における女性の参画拡大

(1) 女性の地域活動への参画促進のための環境づくり

具体的取組	No.	事業等名称	事業概要	令和７年度目標値	令和７年度事業実績	自己評価	今後の方向性等	令和８年度事業概要	所管所属
・地域活動の企画・運営に女性の視点を取り入れる意義・重要性や、地域で活動している女性の活躍事例について情報発信するなど、地域活動団体等に対する女性の地域活動への参画拡大に向けた啓発を実施します。 ・地域活動協議会などによって日々取り組まれる地域活動において、女性の視点を取り入れるよう促すとともに、方針決定過程における女性の参画の重要性についての啓発を実施します。 ・個別の地域活動団体に対し、出前セミナー等によりその実情に合わせた啓発を実施します。	1	女性活躍推進情報発信事業（再掲）	「女性活躍リーディングカンパニー」の情報や、講座・イベント等の情報、企業や地域等で活躍する女性ロールモデルの紹介など、女性活躍に関する様々な情報について、専用サイト「きらめく女性の応援ひろば～未来へレディGo！～」及び各種SNSで発信する。（再掲）	女性活躍推進ポータルサイト閲覧数：95,000件以上 地域で活躍するロールモデルの発信件数：7例以上	○女性活躍推進ポータルサイト閲覧数：100,481件 ○地域で活躍している女性の活動事例等の情報（7例） ○専用サイト及びSNSで発信 ・女性活躍リーディングカンパニーの情報や、講座・イベント等 ・女性活躍に関するコンテンツ（19本）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
	2	クレオ大阪による地域出前セミナーの実施	クレオ大阪５館から、各区に出向き、地域の男女共同参画の推進をテーマとした出前セミナー等を実施する。	クレオ大阪各館において、各区２回以上実施	（地域出前セミナーの実施）「中央館」実施回数：9回、のべ受講者数：574人「子育て館」実施回数12回、のべ受講者数：607人「西部館」実施回数：9回、のべ受講者数：433人（南部館）実施回数：12回、のべ受講者数：1287人（東部館）実施回数：11回、のべ受講者数：601人	①達成	継続実施予定	令和7年度と同じ	市民局
	3	情報誌クレオ、クレオＨＰ等を活用した啓発（再掲）	情報誌クレオ、クレオＨＰ等を活用して関連する内容の啓発を実施する。	情報誌クレオ、クレオＨＰ等を活用して関連する内容の啓発を実施する。	情報誌クレオの発行、ホームページ・各種SNSでの情報発信	①達成	継続実施予定	令和7年度と同じ	市民局

(2) 地域で活躍する女性の育成・支援

具体的取組	No.	事業等名称	事業概要	令和７年度目標値	令和７年度事業実績	自己評価	今後の方向性等	令和８年度事業概要	所管所属
・地域活動に参画し、活躍する女性を発掘、育成、支援することで、地域活動のリーダー的役割を担う女性の創出を図るとともに、地域と女性の活動ニーズをマッチングして、意欲ある女性を地域へつなぐための拠点として、男女共同参画センターにおいて「女性チャレンジ応援拠点」を運営します。 ・地域で活動している女性の情報収集や、ロールモデルとなる活躍事例の情報発信、意義・メリット等についての啓発など、地域活動への関心、参画意欲の向上に向けた取組を実施します。 ・地域活動への参画に関心・意欲のある女性からの相談に対応するとともに、地域で活躍している女性の経験からノウハウ等を学べるワークショップや交流会を開催します。 ・地域で活躍している女性同士や女性起業家、企業、ＮＰＯ、大学等との交流の場の提供など、新たな活動を生み出すためのネットワークづくりへの支援を行います。 ・事業等を始めたい女性への相談対応や情報提供を行うとともに、必要な知識やノウハウ等を習得できるよう支援します。	4	女性チャレンジ応援拠点の運営	クレオ大阪中央内に「女性チャレンジ応援拠点」を開設し、地域活動に参画意欲のある女性や活躍中の女性を対象に、相談対応や活動の知識・ノウハウを学べるワークショップ等の開催、活動のレベルアップやネットワーク拡充につなげる情報交流の場の提供、ロールモデルなど活動事例の情報発信などを実施。	「女性チャレンジ応援拠点」利用者数：1,200人以上 「チャレンジ応援拠点」利用者満足度：80%以上 セミナー・ワークショップ：20回以上 地域で活躍するロールモデルの発信件数：7例以上 女性チャレンジ応援拠点の登録者へのアンケートで、「拠点の事業が地域での活動に役立った」と答えた人の割合：80%以上	○「女性チャレンジ応援拠点」利用者数：1124人 「チャレンジ応援拠点」利用者満足度（アンケート）：99% セミナー・ワークショップ：26回（参加者合計585人） 〇地域で活躍するロールモデル情報をHP等に掲載：7例 〇女性チャレンジ応援拠点の登録者へのアンケートで、「拠点の事業が地域での活動に役立った」と答えた人の割合：86.7% 〇その他 地域で活躍したい女性等の相談対応・情報提供等：539件	②概ね達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
	5	女性活躍推進情報発信事業（再掲）	「女性活躍リーディングカンパニー」の情報や、講座・イベント等の情報、企業や地域等で活躍する女性ロールモデルの紹介など、女性活躍に関する様々な情報について、専用サイト「きらめく女性の応援ひろば～未来へレディGo！～」及び各種SNSで発信する。（再掲）	女性活躍推進ポータルサイト閲覧数：95,000件以上 地域で活躍するロールモデルの発信件数：7例以上	○女性活躍推進ポータルサイト閲覧数：100,481件 ○地域で活躍している女性の活動事例等の情報（7例） ○専用サイト及びSNSで発信 ・女性活躍リーディングカンパニーの情報や、講座・イベント等 ・女性活躍に関するコンテンツ（19本）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局

基本的方向３　女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

具体的取組		No.	事業等名称	事業概要	令和７年度目標値	令和７年度事業実績	自己評価	今後の方向性等	令和８年度事業概要	所管所属
①　暴力根絶に向けた予防教育・啓発等の取組	・あらゆる機会を通じて、女性に対する暴力の問題について、ともすれば女性に対する暴力の問題に無関心になりがちな男性をはじめ、広く市民に対する広報・啓発を実施します。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日から25日までの２週間）期間において、大阪府と連携した取組を行うとともに、各区役所等関係機関と連携し、積極的な周知啓発活動に取り組みます。 ・大阪市内の地域団体・学校・企業等を対象としたＤＶ防止に資するセミナー等を実施します。 ・男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築し、将来の加害者、被害者を生まないようにするため、市内中学生向けのデートＤＶ防止啓発リーフレットを作製・配布し、あわせて学校教育の場において、啓発教材を活用したデートＤＶ防止の啓発・予防教育授業を実施します。	1	広報紙等を活用した啓発	・男女共同参画情報誌クレオ、地域情報誌、各区広報紙等への啓発記事の掲載 ・ホームページやＳＮＳ、デジタルサイネージなど各種広報媒体を活用した広報・周知 ・啓発カードの配布	・男女共同参画情報誌クレオへの掲載 ・各区広報紙での記事掲載 ・ホームページでの広報・周知	・男女共同参画情報誌クレオへの掲載（年４回） ・各区広報紙での記事掲載（年１回） ・ホームページ、Facebook、YouTubeでの広報・周知	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		2	府及び各区役所等関係機関と連携した「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）における広報・啓発の取組み（街頭啓発）	・「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）における広報・啓発の取組み（街頭啓発）	・「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）の広報・啓発	・啓発のぼり・卓上のぼりを区役所等に設置し広報啓発を実施(11/12～25) ・大阪市役所正面玄関のパープルライトアップ・ロビーでの啓発展示を実施(11/12～25) ・大阪城天守閣パープルライトアップ(11/25) ・イオンモール鶴見緑地における街頭啓発を実施（11/12）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		3	男女共同参画普及啓発事業	大阪市内大学のキャンパスや商業施設周辺等での街頭キャンペーンの実施	大阪市内大学のキャンパスや商業施設周辺等での街頭キャンペーンの実施	・「女性に対する暴力をなくす運動（令和７年11 月12 日から令和７年11 月25日）」の期間における啓発 ア．大阪経済大学 キャンパス内での啓発活動および公開講座「露の団姫 落語・講演会」（実施日 ：11月20日(月)） イ．クレオ大阪中央 イベントでのパネル展示（ 実施日：11月15日(土)） ・大阪経済大学「キャリアデザイン」の講義内にて出前授業およびウェブアンケートを実施。 実施日時：11月７日(金) 回答数：59人	①達成	より多くの市民に対しDV・デートDVに関する理解促進や相談窓口の周知を行うため、広く市民が参加できる啓発イベントを企画し、実施する。	令和７年度と同じ	市民局
		4	ＤＶ及びデートＤＶ防止セミナーの実施	クレオ大阪から大阪市内の地域団体・学校・企業等へ出向き、ＤＶ・デートDVの予防啓発セミナーを実施	クレオ大阪各館において、複数回地域出前セミナー(DV,デートDVに関するテーマ）を実施	地域出前セミナー(DV,デートDVに関するテーマ）の実施11回 （中央館：２回、子育て館：２回、西部館：２回、南部館：３回、東部館：２回）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		5	デートＤＶ防止の啓発・予防教育授業の実施	【教育委員会事務局】男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築し、将来の加害者、被害者を生まないようにするため、デートDV防止啓発教材を活用し、市立中学校・義務教育学校の生徒に対し、啓発・予防教育授業を実施。 【市民局】	各中学校・義務教育学校の実情に応じて、デートDV防止啓発教材を活用し、啓発・予防教育授業を実施する。	各中学校・義務教育学校の実情に応じて、デートDV防止啓発教材を活用し、啓発・予防教育授業を実施した。	①達成	引き続き、各中学校・義務教育学校の実情に応じて、デートDV防止啓発教材を活用し、啓発・予防教育授業を実施する。	令和7年度と同じ	教育委員会事務局 市民局
		6	クレオ大阪における講座・セミナーの実施	クレオ大阪における各種講座、セミナーの中で関連する講座、セミナーを開催する。	クレオ大阪各館において、複数回セミナー等(DV,デートDVに関するテーマ）を実施	セミナー等(DV,デートDVに関するテーマ）の実施　13回（中央館：3回、子育て館：2回、西部館：3回、南部館：3回、東部館：２回）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		7	学校安心ルールの活用	児童生徒を罰すること、措置を行うことを目的とするのではなく、ルールをあらかじめ明示することにより、児童生徒がしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として学校安心ルールを作成し、生活指導において活用。	すべての学校において、学校安心ルールを作成し、生活指導に活用する。	すべての学校において、学校安心ルールを作成し、生活指導に活用した。	①達成	毎年、各校において学校安心の見直しを図りながら、実情に応じてカスタマイズしていく。児童生徒にルールを守ることの大切さをより深く理解させるため、周知方法等を工夫する。	令和7年度と同じ	教育委員会事務局
②　性暴力・性犯罪に対する取組	・配偶者暴力相談支援センターや犯罪被害者等支援のための総合相談窓口において被害者からの相談に応じ、各種支援制度の情報提供や関係機関の紹介等を行います。 ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「性暴力救援センター・大阪SACHICO」の取組等について関係機関へ周知し、被害者に対する必要な配慮や支援が図られるよう連携した取組を推進します。 ・被害を未然に防ぐため、学校教育等を通じてこどもたちが暴力を認識し、その危険から自らを守るための力を育み訴えることができるよう、こどもの発達段階に応じて性暴力・性犯罪の危険性や性に関する正しい知識を身に付ける啓発授業を実施します。 ・国における性暴力・性犯罪に対する取組を踏まえ、適切な情報提供を行います。	8	犯罪被害者等支援のための総合相談窓口	専任職員を配置し、犯罪被害者等からの相談対応を行うほか、被害発生の初期段階におけるアウトリーチ支援として関係機関からの情報提供等に基づき、本市から犯罪被害者等に連絡を取り、お住いの区役所等へ訪問するなどして、その方の状況に応じた大阪市の各種支援事業の案内や関係機関の紹介を行う。	「『大阪市犯罪被害者等支援のための総合相談窓口』へいただいたご相談について、早急な対応かつ必要な支援を受けることができた。」と回答した支援対象者の割合　90%	「『大阪市犯罪被害者等支援のための総合相談窓口』へいただいたご相談について、早急な対応かつ必要な支援を受けることができた。」と回答した支援対象者の割合92.3%	①達成	-	令和７年度と同じ	市民局
		9	性感染症の正しい知識の普及・啓発	HIV感染者・エイズ患者への差別・偏見のない社会を目指すため、正しい知識の普及啓発に取り組む。	―	ホームページ・SNS・パンフレットの充実を図るとともに、他都市と連携したエイズ予防啓発事業等を実施。	①達成	市民に対し、HIV感染症・エイズ・性感染症の正しい知識や検査・相談体制・医療体制等についての情報を広く周知する。 HIV感染症・エイズに対する正しい知識の普及啓発により、差別や偏見をなくすとともに、個人の感染予防行動がとりやすくなるような地域・学校・職場等の環境を醸成する。	HIV感染者・エイズ患者への差別・偏見のない社会を目指すため、正しい知識の普及啓発に取り組む。	健康局
		10	エイズ対策にかかる個別施策層への普及啓発	中学生向けエイズ予防啓発冊子の作成・配布、MSM（男性間で性的接触を行う者）向けHIV予防啓発季刊誌の作成・配布を実施。学校関係者等への健康教育・研修の実施。	教職員に対する研修を受講後、受講内容を生徒の教育に活かすと答えた教職員の割合を９０パーセント以上	・中学生向けのエイズ予防啓発冊子「エイズのはなし」を合計19,500部作成し、市立中学校3年生へ配布するほか、ホームページにおいてデジタルブックとして掲載し、普及啓発を行った。 ・教職員（市立幼稚園・小・中の教職員）に対する研修をオンデマンド形式で実施し、469校、768人が受講した。 ・中学生・高校生・専門学校生・大学生・小学生保護者に対するHIV感染症・エイズ・梅毒その他の性感染症の予防に関する健康教育を18 回1,579人に対して実施した。 ・教職員に対する研修を受講後、受講内容を生徒の教育に活かすと答えた教職員の割合：97.6%	①達成	青少年及びMSMにおける感染拡大が顕著であり、これらを含めた個別施策層に対して重点的に感染予防等にかかる普及啓発を行う。	中学生向けエイズ予防啓発冊子の作成・配布、MSM向けHIV予防啓発季刊誌の作成・配布を実施。学校関係者等への健康教育・研修の実施。	健康局
		11	「性暴力救援センター・大阪SACHICO」の取組み等にかかる周知	「性暴力救援センター・大阪SACHICO」の取組みについて周知を行うなど関係機関への周知徹底を行うとともに市民への広報活動を強化する。	・配偶者暴力相談支援センター等の相談の中で性暴力があったことが判明した場合の大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「ウィズユーおおさか」(i委託先：性暴力救援センター・大阪SACHICO）の案内 ・ホームページやリーフレット等を活用した広報活動	・配偶者暴力相談支援センター等の相談の中で性暴力があったことが判明した場合の大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「ウィズユーおおさか」(i委託先：性暴力救援センター・大阪SACHICO）の案内 ・ホームページやリーフレット等を活用した広報活動	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		12	性教育の推進	「子どもたちが、自己肯定感を高め、命を大切にし、相手を思いやり、自分の将来について具体的な目標を持つこと」をめざし「生きる力を育む性に関する指導（生・性教育）」を進める	文部科学省の「生命（いのち）の安全教育普及展開事業」を受け、市立学校４校を拠点校として実施す る。	文部科学省の「生命（いのち）の安全教育普及展開事業」を受け、市立学校４校を拠点校として実施し た。 さらに、「生きる力を育む性に関する指導」の手引きを改訂し、学校園に周知を行った。	①達成		令和7年度と同じ	教育委員会事務局
		13	学校安心ルールの活用（再掲）	児童生徒を罰すること、措置を行うことを目的とするのではなく、ルールをあらかじめ明示することにより、児童生徒がしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として学校安心ルールを作成し、生活指導において活用。	すべての学校において、学校安心ルールを作成し、生活指導に活用する。	すべての学校において、学校安心ルールを作成し、生活指導に活用した。	①達成	毎年、各校において学校安心の見直しを図りながら、実情に応じてカスタマイズしていく。児童生徒にルールを守ることの大切さをより深く理解させるため、周知方法等を工夫する。	令和7年度と同じ	教育委員会事務局
③　相談窓口の認知度向上	・ＤＶ専門相談、性暴力救援センター等各種相談窓口について、各区広報紙、大阪市男女共同参画センターが発行する情報誌「クレオ」、地域の情報誌等への掲載を行うほか、大阪市ホームページや大阪市LINE、Facebook、Twitter、区役所に設置しているデジタルサイネージなど各種広報媒体を活用した広報・周知を行います。 ・学校におけるデートＤＶ防止啓発授業や市内中学生へ配布するリーフレット等を活用して、相談窓口を周知します。	14	広報誌を活用した啓発（再掲）	・男女共同参画情報誌クレオ、地域情報誌、各区広報紙等への啓発記事の掲載 ・ホームページやＳＮＳ、デジタルサイネージなど各種広報媒体を活用した広報・周知 ・啓発カードの配布	・男女共同参画情報誌クレオへの掲載 ・各区広報紙での記事掲載 ・ホームページでの広報・周知	・男女共同参画情報誌クレオへの掲載（年４回） ・各区広報紙での記事掲載（年１回） ・ホームページ、Facebook、YouTubeでの広報・周知	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		15	DV理解を深めるための多言語リーフレットの作成	英語、韓国・朝鮮語、スペイン語、タイ語、中国語、フィリピン語、ポルトガル語の7言語によるリーフレットを平成23年度に改訂。周知。それを活用して啓発を実施	・多言語によるリーフレット（チラシ）を各区役所にて配布 ・ホームページに「やさしい日本語」を掲載	・多言語によるリーフレット（チラシ）を各区役所にて配布 ・ホームページに「やさしい日本語」を掲載	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		16	デートＤＶ防止啓発教材を活用した啓発	・デートＤＶ防止啓発教材を各区役所・男女共同参画センター・こども相談センター等に配架 ・デートＤＶ防止啓発リーフレットを市内中学生に配布 ・学校におけるデートＤＶ防止啓発授業	・市内公立中学校へデートDV防止啓発教材を配布し、授業等での活用依頼　129校　約2万部 ・相談窓口の認知度やDVの理解度の向上を目的に中学生及び中学生保護者向けにDV等に関するアンケートを実施 ・学校以外でも市民に向けて啓発を実施、各区役所等への配布	・市内公立中学校へデートDV防止啓発教材を配布し、授業等での活用依頼　129校 約2万部 ・相談窓口の認知度やDVの理解度の向上を目的に中学生及び中学生保護者向けにDV等に関するアンケートを実施 ・学校以外でも市民に向けて啓発を実施、各区役所等への配布	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局

■基本的方向３　女性に対するあらゆる暴力の根絶

④　犯罪が発生しにくい環境づくり	・犯罪が発生しにくいまちづくりに向け、道路照明灯等の整備などの安全対策を実施します。 ・地域の治安や安全を守るため、大阪府警察本部の「安まちメール」を活用し、不審者情報やこどもの被害情報などについて地域へ迅速に伝達し、犯罪等の未然防止に努めます。 ・市職員による「あんしんパトロール」を実施します。 ・各区役所において、「こども110番の家」事業の取組を推進します。	17	道路照明灯の整備	夜間における交通安全の確保や歩行者の安全・安心などを目的として道路照明灯の整備、補修を実施。	道路照明灯の球切れその他機器の不良により、不点となった場合、補修工事により、可及的速やかに復旧を行う。	道路照明灯が故障等の場合、迅速な機能復旧を行った。	①達成	継続実施予定	令和7年度と同じ	建設局
		18	市職員による「あんしんパトロール」の実施	平成16年2月から、ごみ収集作業の際に、事件などの早期発見や犯罪の未然防止を目的とした作業エリア内パトロールを実施している。 ごみ収集車両等に「ふれあいあんしんパトロール実施中」のステッカーを貼りつけ、収集作業員は腕章を着用して収集業務に従事している。	－	３７件（声かけ等市民対応実施件数）	①達成	－	令和７年度と同じ	環境局
		19	「こども110番の家事業」の実施	地域におけるこどもの保護・安全を図り、犯罪を未然に防止するため、地域の家庭や店舗や各種団体の協力を得ながら、「こども110番の家」事業の拡充・強化の取組を推進	－	各区において、こども110番の家事業の取組を推進	①達成	－	令和７年度と同じ	こども青少年局
		20	不審者情報などの地域への伝達	大阪府警察本部と連携した「安まちメール」の活用。	大阪府警察本部生活安全部府民安全対策課の「安まちメール」及び「安まちアプリ」の活用の促進を全校園に行う。	大阪府警察本部生活安全部府民安全対策課の「安まちメール」及び「安まちアプリ」の周知用チラシを全校園に送付し、活用の促進を行った。	①達成	引き続き、登録促進のための周知を行う。未登録の保護者の加入を進めるため、各校園の実情に応じて、周知チラシの配付や掲示を行う。	大阪府警察本部と連携した「安まちアプリ」の活用。	教育委員会事務局
		21	地域安全防犯対策事業	・区職員による青色防犯パトロール及び夜間の青色防犯パトロールを業務委託により実施	・区職員による青色防犯パトロール（800回） ・夜間の青色防犯パトロール（67回）	・区職員による青色防犯パトロール（732回） ・夜間の青色防犯パトロール（75 回）	②概ね達成	-	・区職員による青色防犯パトロール（250回） ・夜間の青色防犯パトロール（75回）	東淀川区
		22	重点犯罪の抑止	・犯罪抑止のため懸念箇所へ区防犯カメラを設置及び維持管理、運用・子どもや女性をねらった犯罪や事案防止、防犯意識の向上を目的とした防犯教室・啓発活動の実施 ・大阪府警察本部の「安まちメール」を活用し、不審者情報や子どもや女性の被害情報などについてSNS等を利用し区民へ迅速に伝達し、犯罪抑止を図る。	・区防犯カメラの新規設置台数（２台） ・防犯教室、啓発活動（２０回） ・「安まちメール」を活用したSNSによる情報発信（１７０回）	・区防犯カメラの新規設置台数（2台） ・防犯教室、啓発活動（20 回） ・「安まちメール」を活用したSNSによる情報発信（266 回）	①達成	-	・区防犯カメラの新規設置台数（１～２台） ・防犯教室、啓発活動（２０回） ・「安まちメール」を活用したSNSによる情報発信（１７０回）	東淀川区
⑤　相談体制の充実	・電話や面談での相談が困難なＤＶ被害者にも配慮した新たな相談方法を取り入れるなど相談しやすい環境整備を行い、ＤＶ被害者の早期発見、早期対応につながる相談体制の充実を図ります。 ・ＤＶ被害者と接する区役所職員等への研修の充実等により、相談対応の資質向上を図ります。 ・デートＤＶやからだの悩み等を抱える若年女性や、家庭に「居場所」がない等生活する場の安心・安全を確保できない若年女性への支援となる相談体制を充実していきます。	23	大阪市配偶者暴力相談支援センターの運営	「配偶者暴力相談支援センター」において、ＤＶ被害者の相談、自立支援、情報提供を行い、さらに相談しやすい環境整備を図る。	「配偶者暴力相談支援センター」において、ＤＶ被害者の相談、自立支援に向けた調整及び情報提供等を行う。	配偶者暴力相談支援センターでの相談件数 電話：777件　面談：145件　メール：282件	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		24	区保健福祉センターにおける相談事業	区民の身近なＤＶ相談窓口としてDV被害者の相談、緊急一時保護、自立支援に向けた調整及び情報提供等を行う。	区民の身近なＤＶ相談窓口としてDV被害者の相談、緊急一時保護、自立支援に向けた調整及び情報提供等を行う。	各区役所での相談件数　2,274件 緊急一時保護件数　85件	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		25	「大阪市DV施策ネットワーク会議」における関係職員研修	DV問題に対する共通理解を深めるとともに、相談対応の資質向上を図るため、研修を実施する。	DV問題に対する共通理解を深めるとともに、相談対応の資質向上を図るため、研修を実施する。	大阪市DV施策ネットワーク会議・区DV担当者等への研修の実施 大阪市DV施策ネットワーク会議：１回　研修：４回（15コマ）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局

基本的方向３　女性に対するあらゆる暴力の根絶

(2) ＤＶ被害者と家族への支援

具体的取組		No.	事業等名称	事業概要	令和６年度目標値	令和６年度事業実績	自己評価	今後の方向性等	令和７年度事業概要	所管所属
①　ＤＶ被害者の一時的な保護・安全確保	・DV被害者の緊急一時保護を実施します。 ・警察及び大阪府と連携し、24時間体制での緊急一時保護を実施します。 ・ＤＶ被害者の安全確保のための同行支援を実施します。 ・一時保護施設にケースワーカーやカウンセラーを配置し、ＤＶ被害者と同伴家族への心のケアの支援を行います。 ・各区役所、一時保護施設、こども相談センターなど関係機関が緊密に連携し、一時保護されている同伴児童や面前ＤＶの被害児童に対する適切な支援を行います。	26	DV被害女性の緊急一時保護	市内の福祉施設を活用し、DV被害者の一時的な保護を実施する。	市内の福祉施設を活用し、DV被害者の一時的な保護を実施する。	緊急一時保護件数　85件	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		27	安全管理担当要員の配置	専門的知識を有し加害者対応の経験も豊富な安全管理員が、追跡の危険性がある同行移送を安全かつ円滑に行うことのできる体制を整備する。	専門的知識を有し加害者対応の経験も豊富な安全管理員が、追跡の危険性がある同行移送を安全かつ円滑に行う。	同行支援件数　26件	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		28	DV施策にかかる関係機関の連携	「大阪市DV施策ネットワーク会議」「ケース検討会議」等を開催し、関係機関との情報共有を図るとともに、相談体制の強化及び効果的な自立支援策について検討する。	「大阪市DV施策ネットワーク会議」「ケース検討会議」等を開催し、関係機関との情報共有を図るとともに、相談体制の強化及び効果的な自立支援を行う。	・大阪市DV施策ネットワーク会議・区DV担当者等への研修の実施 大阪市DV施策ネットワーク会議：１回　研修：４回（15コマ） ・ケース検討会議の実施 ４回（６ケース）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		29	緊急母子一時保護事業	不測の事態により緊急の保護を要する女性及びその者の監護する18歳未満の児童を、母子生活支援施設において原則２週間を限度に保護し、その当面の生活安定を図る。	24時間体制での緊急一時保護の実施	24時間体制での緊急一時保護の実施	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	こども青少年局
②　関係機関との連携強化	・警察、区担当者、こども相談センター、施設関係者等との緊密な連携を図りながら、ＤＶ被害者の支援を推進します。 ・障がい者・高齢者虐待防止連絡会議、人権相談ネットワークにかかる連絡会、犯罪被害者等の支援にかかる各種会議、医療機関等様々な関係機関と連携し、適切な支援を行います。 ・要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関との情報共有、連携の強化を図ります。	30	DV施策にかかる関係機関の連携（再掲）	「大阪市DV施策ネットワーク会議」「ケース検討会議」等を開催し、関係機関との情報共有を図るとともに、相談体制の強化及び効果的な自立支援策について検討する。	「大阪市DV施策ネットワーク会議」「ケース検討会議」等を開催し、関係機関との情報共有を図るとともに、相談体制の強化及び効果的な自立支援を行う。	・大阪市DV施策ネットワーク会議・区DV担当者等への研修の実施 大阪市DV施策ネットワーク会議：１回　研修：４回（15コマ） ・ケース検討会議の実施 ４回（６ケース）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
③　ＤＶ被害者の自立のための支援	・ＤＶ被害者に対する福祉制度等に関する情報提供及び各種制度の活用によるＤＶ被害者の自立支援を行います。 ・外国人のＤＶ被害者に対し、多言語での情報提供を行うとともに、通訳派遣を実施し、適切な相談や一時保護につなげる体制の充実を図ります。	31	DV被害女性への自立支援	市内の福祉施設に入所しているDV被害者に対し、ケースワーカー・カウンセラーを派遣して相談に当たり、入所中はカウンセリングや必要に応じて法律相談に繋ぐとともに、各区役所のDV担当と連携しながら自立支援に向けたケースワークを行う。	市内の福祉施設に入所しているDV被害者に対し、ケースワーカー・カウンセラーを派遣して相談支援を行う。また、退所者へもカウンセリング等のアフターケアを行う。	・ケースワーカー　常時１名配置 ・カウンセラー　週２回配置 ・アフターケア　117回	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		32	外国人DV被害者に対する通訳者派遣	外国人DV被害者への相談対応のため、必要に応じて通訳者を派遣。	－	・通訳者派遣　２回	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
④　男性に向けた支援	・男性のＤＶ被害者に対する必要な配慮が図られるよう、相談窓口や各種支援制度に関する情報提供を行います。 ・男性の悩み相談窓口において、被害者のみならず、「配偶者に暴力をふるってしまう」など様々な困難を抱える男性への支援を実施します。	33	男性の悩み相談	クレオ大阪において、仕事の悩みや夫婦関係など身近な人間関係の悩み。生き方など男性の悩みに対し、男性相談員による相談を実施する。	クレオ大阪において、仕事の悩みや夫婦関係などの人間関係、生き方などの男性の悩みに対し、男性相談員が相談を実施する。	男性相談の実施面接相談：144件　電話相談：203件	①達成	継続実施予定	令和7年度と同じ	市民局

■基本的方向４　生涯を通じた健康支援

（1）女性の生涯を通じた健康保持・増進のための施策の推進

具体的取組		No.	事業等名称	事業概要	令和7年度目標値	令和7年度事業実績	自己評価	今後の方向性等	令和８年度事業概要	所管所属
①　生涯を通じた女性の健康支援	・子宮頸がん、乳がんや更年期の心身の健康問題などについての検診の受診や疾病に関する正しい知識などの啓発・情報発信等を推進します。 ・子育て中の女性が検診等を受診しやすいように一時保育事業等を充実します。 ・身近な地域における生涯を通じた主体的な健康づくりを支援します。また、更年期以降に発生する疾患や加齢に伴う心身の不調を予防するため、健康づくり、介護予防・フレイル予防にかかる取組を推進します。	1	骨粗しょう症検診	各区の保健福祉センターにおいて、18歳以上の市民を対象に実施。	17,033人	15,721人	③未達成	各がん検診との併設実施やイベントとの併設実施に加え、各区実施の小規模イベント（乳幼児健診、健康講座等）と併設して骨粗しょう症検診を実施し、受診機会の拡充及び受診者の増加を図る。	令和７年度と同じ。	健康局
		2	健康増進活動事業	健康づくりの普及啓発等とともに、保健福祉センターと地域住民や関係団体等との連携により、生涯を通じた健康づくりを支援するためのシステムの構築を図ります。	健康増進活動事業補助金交付団体：14団体	健康増進活動事業補助金交付団体：14団体	①達成	今後も継続して実施し、適正な補助金交付に努める。	令和７年度と同じ。	健康局
		3	保育ボランティア付検診	乳がん検診の予約者から保育の要望があった際、ボランティアを手配し、円滑に受診できるよう保育を実施する。	予約者から要望があった際には、必ず保育ボランティアを確保できるよう手配する。	予約者からの要望がなかったため、実績なし。	①達成	引き続き予約者からの要望に応じ、保育ボランティア付検診を実施する。	乳がん検診の予約者から保育の要望があった際、ボランティアを手配し、円滑に受診できるよう保育を実施する。	北区
		4			保育ボランティアの派遣率（派遣者数／希望者数）100%	広報紙等に申込方法を記載し、オンライン申請フォームにも保育ボランティア希望の有無を確認する項目を設定。令和７年度は希望者１名であったが、当区の社会福祉協議会に登録のある保育ボランティアが０名となったため派遣できず、職員が保育にあたった。	③未達成	引き続き、区社会福祉協議会に保育ボランティアの確保に向けて協力を依頼する。	保育ボランティアの登録があった際は、広報紙やオンライン申込時、乳幼児健診の機会等を通じて周知し、受診者が円滑に検診を受けられるよう努める。	生野区
		5	一般介護予防事業	高齢者が、加齢による心身機能の変化に応じて自分自身の健康に関心を持ち、日頃の生活習慣として主体的に健康づくりや生きがいづくりに取り組めるよう、事業を推進します。	百歳体操等の介護予防に効果がある体操・運動を実施している住民主体の通いの場への参加者数　16,330人	百歳体操等の介護予防に効果がある体操・運動を実施している住民主体の通いの場への参加者数（集計中）	②概ね達成	参加者がモチベーションを維持するための工夫（各グループが行う運営の工夫の集約・ニーズに対する取組み等）や他事業との連動によるさらなる周知	高齢者が、加齢による心身機能の変化に応じて自分自身の健康に関心を持ち、日頃の生活習慣として主体的に健康づくりや生きがいづくりに取り組めるよう、事業を推進します。 【目標値】 百歳体操等の介護予防に効果がある体操・運動を実施している 住民主体の通いの場への参加者数　17,000人	福祉局
		7	クレオ大阪における女性総合相談センター事業	クレオ大阪における女性総合相談センターにおいて、保健師・看護師によるからだの相談を実施する。	「女の子のためのクレオ保健室」を令和６年度で終了し、新たに「LINE相談事業（女性総合相談センター）」を開設。	LINE相談件数1,765件	①達成	LINE相談事業として継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		8	クレオ大阪における講座・セミナーの実施	クレオ大阪における各種講座、セミナーの中で関連する講座、セミナーを実施する。	クレオ大阪各館において、講座・セミナーを複数回実施する。	・健康についてのセミナーの実施　16回 （中央館：２回、子育て館：０回、西部館：5回、南部館：4回、東部館：5回）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局

② 妊娠・出産にかかる健康支援	・女性の妊娠・出産に関する適切な自己管理のための情報提供や保健指導を充実します。 ・妊娠が妊娠期間中に受診する健康診査の公費負担を行います。 ・不妊治療に要する費用の一部を助成します。 ・妊娠期から子育て期のワンストップ支援拠点として総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の機能を確保します。 ・こども相談センター、子育て支援機関、医療機関等の各機関との連携を図り、利用者への情報提供及び妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築します。 ・安全で安心な妊娠・出産を確保するため、周産期医療の充実に向けた支援を行います。	9	周産期緊急医療体制整備事業	（一社）大阪府医師会が実施する周産期医療体制整備事業に大阪府、堺市とともに助成を行い、周産期緊急医療の整備・充実及び質的向上を図る。	引き続き分担金を支出し、大阪府下の周産期緊急医療体制を維持する。	・産婦人科救急搬送体制確保事業 ・周産期緊急医療体制確保事業 に対する分担金を支出	①達成	厳しい勤務環境や医療事故等のリスクがあり、環境の整備と医師の確保が大きな課題である。 周産期緊急医療体制を確保するためには本事業のより一層の充実が求められている。	令和７年度と同じ	健康局
		10	母子健康手帳の交付	母子健康手帳は妊娠・出産及び育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書として普及を図ることを目的とする。	妊娠届出者及び母子健康手帳交付申請者全員への交付	母子健康手帳交付数：22.031人	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	こども青少年局
		11	母親教室の実施	母子保健に関する各種の保健教育を総合的に行い、すこやかな児を産み育て、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図る。また地域における妊産婦をはじめとした養育者交流を行い、育児不安等の解消も含め育児支援を図る。	全区において妊婦教室および離乳食講習会を実施	妊婦教室：全区実施　計506回 離乳食講習会：全区実施　計296回	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	こども青少年局
		12	妊婦健康診査の実施	医療機関等で受診する妊婦の健康診査について、妊娠期間中に受診することが望ましいとされる14回すべてを公費負担することにより、受診の促進を図るとともに健康管理の向上に努め、異常を早期発見し、早期に対応することで、安全に安心して妊娠・出産することができるようにする。	妊娠届出により母子健康手帳交付を受けた対象全員	妊婦健診受診件数：延286.588件	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	こども青少年局
		13	不妊治療に対する助成	令和４年４月より不妊治療が保険適用となったが、初期段階の不妊検査や特定不妊治療にかかる先進医療にかかる治療費など一定の経済的負担が残ることから、令和５年度より市独自で不妊検査費と先進医療費に対する助成制度を実施している。	不妊検査：1,500件 先進医療：3,000件	不妊検査：3,483件 先進医療：3,040件	①達成	継続実施予定	令和7年度に同じ	こども青少年局
		14	不妊専門相談センターの設置	令和５年度より不妊専門相談センターから性と健康の相談センターへ名称変更。不妊・不育にまつわる助産師による電話相談、産婦人科医師による面接相談、不妊カウンセリング、サポートグループの運営やセミナー等を実施し、さらに、プレコンセプションケアの一環として、生理やセックスなどの性や生殖にまつわる悩みに対する相談支援窓口として、「カラダと性の相談室」を令和5年6月1日に開設。	利用者アンケートにより満足と答えた割合が95%以上	100%	①達成	継続実施予定	令和7年度に同じ	こども青少年局
		15	乳児家庭全戸訪問の実施	保健師や助産師が新生児及び３か月児健診までの乳児、その養育者へ、発育、栄養、環境、疫病予防などについて指導し、育児不安の解消に努めるとともに、産婦の健康回復についても指導。 （母子訪問指導（新生児訪問指導）は今年度より乳児家庭全戸訪問に包含）	本市に居住する3か月児健康診査を受けるまでの乳児と養育者全員	乳児全戸訪問件数：延17.782件	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	こども青少年局
		16	養育支援訪問事業　（専門的家庭訪問支援事業）	妊娠期や出産後まもない時期等、支援が必要な家庭に対して、専門職である保健師・助産師が訪問して、育児に関する問題を総合的に把握し、相談及び技術支援を行い、こどもの健全な育成を図るとともに、児童虐待を未然に防止する。	各種母子保健事業を通して対象者を把握し、専門的家庭訪問事業を実施	専門的家庭訪問件数：延2.482件	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	こども青少年局
		17	出産前小児保健指導事業（プレネイタルビジット）	育児不安や困難が生じやすい若年層の妊婦に、妊娠中の段階から生まれ来る児のかかりつけ医が確保されているという安心感を持たせたと同時に、乳児の健康上の問題をはじめとした様々な訴えに、個別に専門的な見地から指導を行うことにより出産後の育児不安の軽減を図り、ひいては児童虐待の発生の抑制に努める。	妊娠届出により母子健康手帳交付を受けた対象の中で、出産予定日時点で20歳未満の妊婦全員へ指導票の交付	指導票交付数：172件	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	こども青少年局
		18	妊産婦の保健指導	妊産婦の健康の保持増進や育児不安の解消、虐待予防の観点から、保健師が保健指導を実施。	各種母子保健事業を通して対象者を把握し、保健指導を実施	各種母子保健事業を通して対象者を把握し、保健指導を実施	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	こども青少年局
		19	赤ちゃんへの気持ち質問事業の実施	出産後できるだけ早期に母の愛着に着目したメンタルヘルスの状態を客観的に把握、評価し、必要に応じて母子関係に焦点を当てた早期介入につなげる。	乳児家庭全戸訪問事業の対象者への質問票実施率：100%	質問票実施率：99.9%	②概ね達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	こども青少年局
		20	産婦健康診査の実施	産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後１か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を公費負担することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。	本市に居住する産後8週間以内の産婦全員へ実施	産婦健診受診者数：延33.949人	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	こども青少年局

（2）男女の健康をおびやかす問題についての対策の推進

具体的取組		No.	事業等名称	事業概要	令和7年度目標値	令和7年度事業実績	自己評価	今後の方向性等	令和８年度事業概要	所管所属
①　生活習慣病の予防	・健全な食生活の実践に向けた啓発や保健指導を行います。 ・早期発見・早期治療につながるがん検診等の受診の啓発を充実していきます。 ・喫煙対策を推進します。	21	健康増進法に基づく保健事業の充実（健康教育事業）	壮年期の市民を対象とした健康づくり普及講座の実施。	未設定	各区で計2,112回講座を実施し、33,507人が参加した。	①達成	今後も取組を継続し、さらなる啓発を行う。	令和７年度と同じ。	健康局
		22	健康増進法に基づく保健事業の充実（健康相談事業）	壮年期の市民を対象とした健康に関する相談の実施。	・歯科健康相談：218回実施 ・地域健康相談：未設定	各区で以下のとおり健康相談を実施し、指導及び助言を行った。 ・歯科健康相談：143回（目標218回）実施し、396人の相談を受けた ・地域健康相談： 322回（目標未設定）実施し、8,334人の相談を受けた	②概ね達成	今後も継続して実施し、さらなる周知・啓発を行う。	令和７年度と同じ。	健康局
		23	すこやかパートナー登録制度	「すこやか大阪21」の趣旨に賛同する企業・団体等を「すこやかパートナー」として登録し、その活動や、開催するイベント、講座などを広く紹介していく。	ー	すこやかパートナー同士の協働事業数　26件	①達成	今後も継続して実施し、さらなる周知・活動促進を行う。	令和７年度と同じ。	健康局
		24	がん検診受診者数向上策の推進	特定年齢の市民に対し、無料クーポン券（子宮頸がん、乳がん）及び受診案内を配付（R6年度はクーポン配付対象者を拡大）。本市がん検診受診要件を備える市民に対し個別受診勧奨を実施。本市がん検診受診者を対象に、アスマイルによる市独自ポイントを付与。	未設定	・無料クーポン券の送付（子宮頸がん：13,611人、乳がん：85,904人） ・40～69歳の本市国民健康保険加入者等に対して個別受診勧奨リーフレットを送付（132,144人） ・25～29歳の本市国民健康保険加入者の女性に対し個別受診勧奨はがきを送付（19,356人） ・アスマイルによる市独自ポイントの付与（7,401人）	①達成	引き続き、クーポン券の送付及び特定年齢の市民へ個別勧奨を実施し、受診率向上をめざす。	・無料クーポン券は令和7年度と同じ ・個別受診勧奨は40歳の男性、45・50・55・60・66歳の全市民へリーフレットを送付し、25・30・35歳の女性全市民へはがきを送付	健康局
		25	たばこ対策促進事業	「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする2025大阪・関西万博に向けた市内全域の路上喫煙禁止に合わせ、禁煙へ取組む機運の上昇を図るとともに、大阪市在住の禁煙を希望する子育て層・妊婦に対し、取り組みやすく効果的であるICTを用いた禁煙支援を令和７年度まで実施する。 ・目標の達成にむけ、４月下旬に小学校１年生を対象にチラシの配付を行うとともに、効果的な広報を実施することで、令和７年度の目標である550人に対して支援を実施する。	ICTを用いた禁煙支援（初回面談）を550人に実施	ICTを用いた禁煙支援（初回面談）を560人に実施	①達成	令和７年度に終了した事業のため、記入なし	令和７年度に終了した事業のため、記入なし	健康局
	・生活習慣病予防に関する講座や調理実習を通じて、普段の食生活を振り返り、生活習慣病予防につなげるとともに基本的な調理技術を身につけ自炊ができるようになることをめざします。	26	男性のための料理教室	男性の自立支援に向けた料理教室を実施し、食に関する正しい知識の普及啓発に取り組む。	12人を対象に実施	12人を対象に実施	①達成	―	男性の自立支援に向けた料理教室を実施し、食に関する正しいの普及啓発に取り組む。	阿倍野区役所
②　こころの健康づくりの推進	・ストレス対策を含めたこころの健康問題に関する正しい知識の普及・啓発を行います。 ・うつ病、アルコール依存症等のこころの病気について、関係機関とも連携しながら、正しい知識や予防方法についての理解を深めるための普及啓発を行い、病気の早期発見、早期治療のため引き続き健康相談に取り組みます。 ・思春期関連問題の予防および早期の発見ができるように、思春期のこころの発達や思春期に生じやすい疾患・問題についての正しい理解と支援技術の普及を図ります。	27	一般精神保健福祉相談事業	各区保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談員や保健師がこころの健康について相談対応を行う。必要に応じて精神科医師による相談も受けることができる。	精神科医による精神保健福祉相談の実施	精神科医による精神保健福祉相談　延1,798件	①達成	令和7年度と同じ	令和7年度と同じ	健康局
		28	精神保健福祉普及啓発事業	市民のこころの健康の増進と精神障がい者に対する理解の促進を目的として、こころの健康に関する市民講座を実施。	①こころの健康講座　年4回開催 ②「こころの窓」を発行	①こころの健康講座　年4回開催　参加者181名 ②「こころの窓」　年1回2,000部発行	①達成	メンタルヘルス不調の予防に関する普及啓発の実施	市民のこころの健康の増進と精神障がい者に対する理解の促進を目的として、こころの健康に関する市民講座の実施、啓発冊子等を作成する。	健康局
		29	依存症対策支援事業	依存症については若年の頃から正しい知識の普及や相談先の周知が必要と思われることから、高校生を対象として、出前講座を実施。 さらに市民に依存症に関する正しい知識の普及等を目的として講演会や依存症動画等を通じて啓発を行う。	①大阪府、堺市と共同で市民向け講演会実施。 ②アルコール・薬物・ギャンブル等関連問題についてのちらしを作成。 ③依存症に関する動画を作成し、市民に依存症について啓発する。 ④高等学校等における依存症予防出前授業を行う。	①大阪府、堺市と共同でギャンブル等依存症問題啓発月間における市民向け講演会を5月24日対面で実施。参加者488名、後日オンデマンド配信も実施（再生回数4,144回）。 ②アルコール・薬物・ギャンブル等関連問題についてのリーフレット「トラップを回避せよ」を作成し、成人のつどいにて10,080部配布。 ③インターネット・ゲーム依存にかかる啓発チラシを作成し、小学4年生～中学生に配布。インターネット・ゲーム依存、オンラインカジノに関する啓発動画を作成し、大阪市ホームページYouTubeに掲載、区役所、本庁舎等で放映。府市共同事業にて、高校生を対象としたオンラインカジノに対する啓発動画を作成し、YouTube等に掲載。バナー広告を行った。 ④8か所の高等学校等にて9回依存症予防出前授業を実施。計371名受講。	①達成	依存症にかかる啓発や相談先の周知等のため、ホームページの改善を行う。	令和７年度に加えて、依存症にかかるホームページを新たに作成する。	健康局

③　性を理解するための啓発・相談	・思春期の早期からの性に関する正しい知識や生命の尊さの啓発、思春期特有の性に関する不安や悩みの相談、情報提供を行います。 ・ＨＩＶ／エイズを含む性感染症について正しい知識の普及・啓発を実施し、相談、検査、医療体制を充実します。	30	・思春期関連問題相談事業 ・思春期関連問題市民講座、支援者研修	思春期は心身の急激な成長と対人関係の変化を経験する時期である。市民に思春期のこころの発達や思春期に生じやすい疾患・問題についての正しい理解と支援技術の普及を図る。また必要に応じて精神科医師による相談を受けることができる。	①思春期関連問題相談の実施 ②思春期関連問題市民講座及び支援者向け研修の実施 参加者アンケートの理解度（「よく理解できた」「理解できた」の割合が90%以上）	①思春期相談：延52件 ②思春期関連問題市民講座2回実施：参加者85名 支援者研修1回実施：参加者40名 参加者アンケートの理解度（「よく理解できた」「理解できた」）いずれも90%以上	①達成	令和7年度と同じ	令和7年度と同じ	健康局
		31	ＨＩＶ検査の実施	HIV感染者の早期発見、早期治療及びHIV感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のためにHIV検査を実施する。	【令和７年度目標値】 HIV検査受検者数：11,308人 【令和７年目標値】 新規報告数（HIV感染者＋エイズ患者）に占めるエイズ患者の割合：20%以下	HIV検査については、受検者ニーズを重視し、北区・中央区・淀川区の３区保健福祉センターにおいて平日昼間に実施（北区においては第5金曜日に夜間検査も実施）。 さらに、大阪府との共同委託検査場である大阪検査相談・啓発・支援センター「chotCAST」では、平日夜間や休日昼間に実施。 【令和７年度実績】 HIV検査受検者数：12,697人 【令和７年実績】 新規報告数（HIV感染者＋エイズ患者）に占めるエイズ患者の割合：10.1%	①達成	引き続きHIV感染者の早期発見、早期治療及びHIV感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のためにHIV検査を実施する。	HIV感染者の早期発見、早期治療及びHIV感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のためにHIV検査を実施する。	健康局
		32	エイズ相談の実施	HIV感染者・エイズ患者等のエイズに関する不安や悩みに対し、心理的支援・相談を実施し、感染不安の解消等を図る。	ー	各区保健福祉センター等での保健師による常設相談、カウンセラーによる専門相談及び外国人に対する多言語による電話相談を実施。	①達成	市民や医療機関等に対し検査・相談体制について広く周知する。	HIV感染者・エイズ患者等のエイズに関する不安や悩みに対し、心理的支援・相談を実施し、感染不安の解消等を図る。	健康局
		33	性感染症の正しい知識の普及・啓発	HIV感染者・エイズ患者への差別・偏見のない社会を目指すため、正しい知識の普及啓発に取り組む。	ー	ホームページ・パンフレットの充実を図るとともに、他都市と連携したエイズ予防啓発事業等を実施。	①達成	市民に対し、HIV感染症・エイズ・性感染症の正しい知識や検査・相談体制・医療体制等についての情報を広く周知する。 HIV感染症・エイズに対する正しい知識の普及啓発により、差別や偏見をなくすとともに、個人の感染予防行動がとりやすくなるような地域・学校・職場等の環境を醸成する。	HIV感染者・エイズ患者への差別・偏見のない社会を目指すため、正しい知識の普及啓発に取り組む。	健康局
		34	性器クラミジア、梅毒及びＢ型肝炎検査の実施	HIV感染症は、感染経路、感染の予防方法、まん延の防止対策等において他の性感染症との関連が深く、特に他の性感染症に罹患しているとHIV感染の確率が高くなると言われていることから、HIV検査にあわせてクラミジア・梅毒・B型肝炎検査を実施する。	ー	北区・中央区・淀川区の３区保健福祉センター及び大阪府との共同委託検査場である大阪検査相談・啓発・支援センター「chotCAST」において、HIV検査と同時に実施。（検査項目は検査会場・曜日によって相違） 【令和７年度実績】 梅毒検査受検者数：12,322人 クラミジア検査受検者：5,021人 B型肝炎検査受検者：6,668 人	①達成	HIV感染症は、感染経路、感染の予防方法、まん延の防止対策等において他の性感染症との関連が深く、特に他の性感染症に罹患しているとHIV感染の確率が高くなると言われていることから、HIV検査にあわせてクラミジア・梅毒・B型肝炎検査を実施する。	HIV感染症は、感染経路、感染の予防方法、まん延の防止対策等において他の性感染症との関連が深く、特に他の性感染症に罹患しているとHIV感染の確率が高くなると言われていることから、HIV検査にあわせてクラミジア・梅毒・B型肝炎検査を実施する。	健康局
		35	健全母性育成事業	思春期における男女の心身の健康が将来の結婚生活や妊娠、出産、子育てに重大な影響を与えることから、思春期健康教育に関する専門的知識等を備えているものが中学校へ出向き、性の問題をはじめとする思春期特有の医学的問題等の相談に応じるとともに、生命の尊さ、子育てに対する自覚及びお互いの性への理解を促す思春期健康教育を行うことにより、思春期の男女の健康保持増進に資することを目的とする。	セミナー受講人数：5,650人	セミナー受講人数：8,369人	①達成	継続実施予定	令和7年度に同じ	こども青少年局
		36	性教育の推進	「子どもたちが、自己肯定感を高め、命を大切にし、相手を思いやり、自分の将来について具体的な目標を持つこと」をめざし「生きる力を育む性に関する指導（生・性教育）」を進める	文部科学省の「生命（いのち）の安全教育普及展開事業」を受け、市立学校４校を拠点校として実施する。	文部科学省の「生命（いのち）の安全教育普及展開事業」を受け、市立学校４校を拠点校として実施した。 　さらに、「生きる力を育む性に関する指導」の手引きを改訂し、学校園に周知を行った。	①達成		令和７年度と同じ	教育委員会事務局
		37	クレオ大阪における講座・セミナーの実施	クレオ大阪における各種講座、セミナーの中で関連する講座、セミナーを開催する。	クレオ大阪各館において、講座・セミナーを複数回実施する。	・健康についてのセミナーの実施　32回 （中央館：3回、子育て館：3回、西部館：2回、南部館：6回、東部館：18回）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局

■基本的方向５　生活上の困難に直面するあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援

（１）生活上の困難に直面する女性等への自立支援

具体的取組		No.	事業等名称	事業概要	令和７年度目標値	令和７年度事業実績	自己評価	今後の方向性等	令和８年度事業概要	所管所属
①　ひとり親家庭への自立支援	・ひとり親家庭及び寡婦の方に対する支援として、相談・情報提供機能の充実と、就業支援を推進するため、ひとり親家庭サポーターによる相談窓口を開設し、ハローワークやひとり親家庭等就業自立支援センターなどと連携し、ひとり親家庭の方や離婚を考えている方に対して就職や自立支援に関する制度などの情報をワンストップで提供し、きめ細かな相談支援を行います。 ・家庭での子育て等に悩みを持つひとり親への生活相談等の実施、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際の家庭生活支援員の派遣等、ひとり親の子育てや生活・健康に対する支援を行います。 ・養育費の取り決めから保証、履行確保までの課題を解決するための総合的な支援を行います。	1	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親に対する就業の相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供を行う。	－	就職率（求職者登録者に対する就職者の割合）56.4%	①達成	継続実施予定	ひとり親に対する就業の相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供を行う。	こども青少年局
		2	ひとり親家庭サポーターによる就業相談	各区保健福祉センターにおいて、就業相談の専門的知識をもつひとり親家庭サポーターによる相談窓口を週２～３日開設するとともに、相談日に来所できない方を対象に訪問による相談を実施する。	－	ひとり親家庭サポーターの相談件数4,491件	①達成	継続実施予定	各区保健福祉センターにおいて、就業相談の専門的知識をもつひとり親家庭サポーターによる相談窓口を週２～３日開設するとともに、相談日に来所できない方を対象に訪問による相談を実施する。	こども青少年局
		3	母子・父子福祉センター「大阪市立愛光会館」事業	愛光会館の管理運営を行うとともに、ひとり親等を対象に生活相談及び法律相談、児童についての相談指導の実施、講演会、講習会その他の教養講座の開催する。	－	就職率（求職者登録者に対する就職者の割合）56.4%	①達成	継続実施予定	愛光会館の管理運営を行うとともに、ひとり親等を対象に生活相談及び法律相談、児童についての相談指導の実施、講演会、講習会その他の教養講座の開催する。	こども青少年局
		4	母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と生活の安定、こどもの福祉を図るために、無利子または低利子で各種資金の貸付を行う。	－	貸付件数：175件	①達成	継続実施予定	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と生活の安定、こどもの福祉を図るために、無利子または低利子で各種資金の貸付を行う。	こども青少年局
		5	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、子育て支援サービスが必要な場合等に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	派遣要請に対応できた割合　95%以上	派遣要請に対応できた割合　99.5%	②概ね達成	継続実施予定	ひとり親家庭等が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、子育て支援サービスが必要な場合等に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	こども青少年局
		6	養育費確保のトータルサポート事業	養育費の取決めから保証、履行確保までの課題を解決するため総合的な支援を行い、 大阪市のひとり親家庭等の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図る。	－	児童扶養手当受給者における養育費を受給している方の割合16.6%	①達成	継続実施予定	養育費の取決めから保証、履行確保までの課題を解決するため総合的な支援を行い、 大阪市のひとり親家庭等の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図る。	こども青少年局
②　こどもの貧困対策	・支援の必要なこどもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築します。 ・地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体や、企業、社会福祉施設等が参加するネットワークを構築します。 ・家庭の経済状況等によるこどもの進学機会や学力・意欲の差が生じないための、生活困窮世帯等のこどもへの学習支援や、学校への支援充実に向けた全市24区役所へのスクールソーシャルワーカーの配置、地域における学習支援等を推進します。	7	大阪市こどもサポートネット	支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要であるが、各種施策が十分に届いていないといった課題があることから、支援の必要なこどもや子育て世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、社会全体でこどもと子育て世帯を総合的に支援する取組を推進する。	①目標値：こどもサポート推進員（コーディネーター）の配置が教育分野と関係機関等による福祉分野の支援のつなぎに役立ったとする学校の割合95.2% ②目標値：・スクリーニングで判明した課題のある児童・生徒のうち適切な支援制度につなげられた割合95.8%	①96.0% ②91.4%	②概ね達成	－	令和7年度と同じ	こども青少年局
		8	こども支援ネットワーク事業	社会全体でこどもを育む機運の醸成を図るため、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体や、企業、社会福祉施設等が参加するネットワークづくりを支援する。	目標値：　本市が把握しているこどもの居場所のうち、加入要件を満たしているこどもの居場所のネットワークへの加入率90.0%	93.1%（559/600か所）	②概ね達成	－	令和7年度と同じ	こども青少年局
		9	スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識や教育分野に関する知識を有するスクールソーシャルワーカーを区独自に雇用し、課題を抱える児童・生徒及び家庭への支援のアセスメントを行い、具体支援への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築・調整、学校に対しての課題解決のノウハウの伝授等を行うとともに、こどもサポートネットスクールソーシャルワーカー等と連携し、区の児童、生徒への支援を円滑に進める。	目標値未設定	【令和７年度実績】北区独自でSSWを配置（１名：計40時間/週）し、不登校や引きこもり等の課題解決に向けた支援体制づくりを充実した。支援のべ児童生徒数360人（小学校　233人、中学校　127人、高校　０人）	②概ね達成	令和７年度と同じ	令和７年度と同じ	北区
		10			スクールソーシャルワークによって好転したケースの件数の割合が３割以上	好転率64.2%	①達成	令和７年度と同じ	令和７年度と同じ	港区
		11			スクリーニング会議Ⅱにより支援が必要とされた児童・生徒へのアウトリーチ数：50ケース、130回以上	スクリーニング会議Ⅱにより支援が必要とされた児童・生徒へのアウトリーチ数：59ケース、121回	②概ね達成	これまで当該事業では区独自にスクールソーシャルワーカー（SSW）1名を採用し、教育委員会事務局採用のSSWと連携して実施してきた。しかし、事業開始から7年以上が経過し支援ノウハウが蓄積されたこと、またPDCAにより体制の効率化が進んだことから、令和8年度以降は教育委員会事務局が採用するSSW2名体制により対応する。	事業廃止	大正区
		12	学習・登校サポート事業	学校の授業以外で学習機会の少ない生活困窮家庭の児童やひとり親家庭で家庭学習機会が失われている児童、また不登校や病気による長期欠席等により学習機会を逃した児童・生徒に、家庭や学校、関係機関を含めた場所で、事業者による一人ひとりの状況に応じたきめ細かい学習サポートや登校に向けた支援を行い、基礎学力の向上を図り、貧困の連鎖を断ち切る一助とするとともに児童・生徒の健やかな育成を図る。	スクリーニング会議Ⅱで本事業の支援が必要と判断した対象児童・生徒へ支援（学習支援・登校支援）を行った児童・生徒の割合を前年度（88.2%）より向上させる。	スクリーニング会議Ⅱで本事業の支援が必要と判断した対象児童・生徒へ支援（学習支援・登校支援）を行った児童・生徒の割合：90.4%	①達成	引き続き本事業の支援が必要な児童・生徒に対して、一人ひとりの状況等に応じたきめ細かい学習サポートや登校に向けた支援を行う。	令和7年度と同じ	大正区
		13	就学前（４・５歳児）こどもサポートネット事業（大正区版ネウボラ）	妊娠期から３歳までは、母子手帳の交付にはじまり、各種健診などの母子保健制度により、また、小学生からはこどもサポートネットにより、こどもの健康や生活状況などを把握しているが、４・５歳児の状況把握が他の年齢と比べると不十分となっていることから、４・５歳児の健康状況や生活状況を把握し、課題を抱かえる児童や家庭を早期に発見し適切な支援につなげる仕組みの構築を行っている。	園ごとのスクリーニングにより把握された要支援児童を支援機関（園、保健師、小学校等）へつなぐ割合　100%	スクリーニング会議ⅱで検討した４・５歳児に対し支援機関につないだ割合100%	①達成	4・5歳児の状況把握を継続し支援の方向性を決定後、支援機関と所属園との支援状況を共有し継続支援を実施する。	令和7年度と同じ	大正区
		14	放課後学習チャレンジ教室事業	こどもサポートネット事業の対象となる児童を中心に、学校やスクールソーシャルワーカーならびに福祉関係者等と連携し、対象となる児童に対し、児童個人の理解度や特性に合わせた学習支援を行う。	対象児童に対するアンケート調査において、「この事業に参加してよかった」という問いに対し、肯定的な回答の割合　70%以上	対象児童に対するアンケート調査において、「この事業に参加してよかった」という問いに対し、肯定的な回答の割合　100%	①達成	R8年度は実施対象校を9校から１２校へ拡大し、実施する	令和７年度と同じ	住之江区
		15	都島区小学生サポート事業	経済面や家庭環境に課題を抱える小学生をサポートするため、学習支援・悩み相談を行う居場所を区内全9地域に開設する。学習意欲の向上や学習習慣定着のほか、生活面における不安解消にも取り組むことで、子どもを支える環境の充実を図る。	参加者アンケートにおいて、「自分で計画を立てて勉強しているか」との問いに対し、否定的意見の割合：10%未満 参加者（悩み相談者）へのアンケートで、「話を聞いてもらえてよかった」と回答する児童の割合：90%以上	参加者アンケートにおいて、「自分で計画を立てて勉強しているか」との問いに対し、否定的意見の割合：25% 参加者（悩み相談者）へのアンケートで、「話を聞いてもらえてよかった」と回答する児童の割合：98%	②概ね達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	都島区
③　複合的に困難な状況に置かれている人々への支援	・障がいがあることや、同和問題（部落差別）等により社会的に困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、人権尊重の観点に十分配慮して支援を推進します。 ・複合的な課題を抱える生活困窮者の自立促進のための相談対応、包括的支援を推進します。	16	同和問題(部落差別）に関する啓発	・同和問題（部落差別）の解決に向け、ホームページや人権啓発情報誌等を活用した啓発の実施。	同和問題（部落差別）についての記事をホームページに掲載する。	同和問題（部落差別）についての記事をホームページに掲載した。	①達成	-	令和７年度と同じ	市民局
		17	専門相談員による人権相談	•市民の方からのさまざまな人権に関する相談に専門相談員が対応する人権相談窓口を設置	・相談者アンケートにおいて、「相談が役立った」、「どちらかといえば役立った」、「気持ちが楽になった」と答えた人の割合95%以上	・相談件数1,312件 ・相談者アンケートにおいて、「相談が役立った」、「どちらかといえば役立った」、「気持ちが楽になった」と答えた人の割合99.84%	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		18	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）に基づき、生活にお困りごとを抱えた方の自立支援策の強化を図ることを目的として、相談支援窓口を各区に設置し、対象となる方の自立までを包括的・継続的に支援します。	12,000件以上	12,644件	①達成	令和８年度においても相談者の個々の状況に応じたきめ細やかな支援を継続実施するために必要な支援体制を確保する。	変更なし	福祉局
		19	困難・課題を抱える女性に対する支援事業	・ＳＮＳを活用した相談業務 ・LINEを活用した専門相談業務 ・アウトリーチ支援 ・生理用品の提供 ・広報・周知	・相談を受けて、「前向きな気持ちになれた」と答えた市民の割合（80%）	・LINE相談 友だち登録件数　3,265件、　相談件数　1,765件（17.3件/日） 相談者に実施したアンケートにおいて、 相談の満足度　80.0%	①達成	新型コロナウイルス感染拡大をきっかけとして、就業面から生活面にわたって困難・課題を抱える女性の問題が顕在化していることから、孤独・孤立で不安を抱える女性や、様々な困難・課題を抱える女性に対して、社会とのつながりの回復に向けた支援を行うため、重点的・集中的に、相談支援体制の強化及び相談環境の充実を図る。	・ＳＮＳを活用した相談業務 ・LINEを活用した専門相談業務 ・アウトリーチ支援 ・生理用品の提供 ・広報・周知	市民局

（２）高齢者・障がいのある人等が安心して暮らせる環境の整備

具体的取組		No.	事業等名称	事業概要	令和７年度目標値	令和７年度事業実績	自己評価	今後の方向性等	令和８年度事業概要	所管所属
①　地域福祉の推進	・地域で自分らしく安心して暮らしていくことができるよう、地域の見守りネットワークを強化していきます。 ・地域住民による支え合い、助け合い活動等、地域福祉活動の推進を目的とした研修・啓発を実施します。 ・社会福祉に関する普及啓発・情報提供の実施、福祉人材の確保及び養成を行います。	20	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	誰もが安全安心に暮らせる地域社会の実現に向けた、地域における見守りのネットワークを強化するために、各区に福祉専門職のワーカー（CSW：コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を配置した「見守り相談室」を設置し、行政と地域が保有する要援護者情報を活用した地域の見守り活動への支援と孤立世帯等への専門的対応、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見等の機能を一体的に実施します。	行政と地域が保有する要援護者情報を元に地域への提供にかかる同意確認を行った上で「要援護者名簿」を作成し、地域での見守り活動の支援を行います。またアウトリーチを行い、福祉専門職であるコミュニティソーシャルワーカーが支援を必要としている世帯に粘り強く働きかける事によって、必要なサービスや相談機関へつなげる為の支援を行います。認知症高齢者等の行方不明時の早期発見につなげる為の取り組みを行います。(目標値は定めず)	地域へ提供した要援護者数：79,695件 相談件数：75,169件　相談実人数：17,275人 認知症高齢者メール配信数：48件	①達成	誰もが安全安心に暮らせる地域社会の実現に向けた、地域における見守りのネットワークを強化するために、各区に福祉専門職のワーカーを配置した「見守り相談室」を設置し、行政と地域が保有する要援護者情報を活用した地域の見守り活動への支援と孤立世帯等への専門的対応、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見等の機能を一体的に実施します。	令和７年度と同じ	福祉局
		21	地域福祉活動推進事業	区において各種団体や行政機関等の代表者による会議の開催、地域福祉の担い手に対する研修事業の開催、地域住民を対象とした普及啓発事業の開催などを行います。	目標値は定めていない	各区における地域福祉の推進のため、啓発事業等の実施や地域住民を対象とした講演会、交流の場づくり等を行っている。	②概ね達成	引き続き、区において、地域福祉の担い手に対する研修事業の開催、地域住民を対象とした普及啓発事業の実施、また各種団体や行政機関等の代表者による会議の開催などを行う。	令和７年度と同じ	福祉局
		22	大阪市社会福祉研修・情報センター事業	社会福祉に関する各種の情報を総合的に提供し、社会福祉に関する知識の普及、啓発等を行うとともに、社会福祉に携わる人材の確保及び育成を図ります。	（１）研修受講者満足度評価指数　　５段階評価で4.48以上 （２）研修受講者目的達成率　　85.6%以上 （３）研修定員充足率　　77.2%以上	（１）研修受講者満足度評価指数　　５段階評価で4.45 （２）研修受講者目的達成率　　86.6% （３）研修定員充足率　　83.9% 【社会福祉研修事業】 社会福祉施設職員等に対する研修や市民を対象とした講演会等を78回実施した。また、福祉人材の確保・定着に寄与する研修企画を行った。 【調査研究、アーカイブ機能】 広報誌「ウェルおおさか」やＳＮＳ等の各種広報媒体を通じて福祉に関する様々な情報を発信した。	②概ね達成	引き続き、社会福祉に関する各種の情報を総合的に提供し、社会福祉に関する知識の普及、啓発等を行うとともに、受講者アンケートの結果を活用して、福祉専門職研修へのニーズの反映、研修内容の改善等を行い、社会福祉に携わる人材の確保及び育成を図ります。	令和７年度と同じ	福祉局
		23	市民啓発事業「公開講座」	市民を対象に障がい者についての関心と理解を深め、障がい者福祉の向上を図ることを目的として実施します。	昨年度実績（再生回数557回）と同等以上	令和6年度は動画配信により実施。 令和7年1月31日から配信以降、令和７年5月30日時点の再生回数409回	②概ね達成	-	令和７年度と同じ	福祉局
		24	車いす体験講習会	障がいのある方の住み慣れた地域における自立した生活の促進に向け、地域啓発活動の一助として、地域に出向き実施している。障がいのある方への理解を深めること、人へのやさしさや思いやりに気付くことを目的に実施します。	昨年度実績（車いす講習会：157件、9,463人）（アイマスク体験：5件、221人）と同等以上	市内の小学校・中学校を対象に令和７年度は139件実施、参加人数は8350人。前述の車いす講習会のほか、アイマスク体験も実施し、令和７年度は4件、　196人が参加した。	②概ね達成	-	令和７年度と同じ	福祉局
②　高齢者に対する支援	・高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいのある暮らしができるよう地域包括ケア体制を構築します。 ・認知症高齢者及び家族への支援を行います。 ・消費者被害に遭いやすい高齢者と支援者に向け、消費者教育を推進します。	25	認知症初期集中支援推進事業	医療・福祉・介護の専門職と医師により構成する認知症初期集中支援チームを各区に設置し、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築します。 【目標値】 ・医療・介護等の支援につながった割合：90%以上／年 ・支援終了時における在宅生活率：80%以上／年	・医療・介護等の支援につながった割合 　目標値：90%以上／年 ※介護保険サービスやインフォーマルサービスの他、本人に必要と考えられる何らかの支援につながったものを含む。 ・支援終了時における在宅生活率 　目標値：80%以上／年	全区で認知症初期集中支援チームを展開しました。 ・医療・介護等の支援につながった割合：92.5% ・支援終了時における在宅生活率：88.1%	①達成	-	医療・福祉・介護の専門職と医師により構成する認知症初期集中支援チームを各区に設置し、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築します。 【目標値】 ・医療・介護等の支援につながった割合：90%以上／年 ・支援終了時における在宅生活率：80%以上／年	福祉局
		26	一般介護予防事業（再掲）	高齢者が、加齢による心身機能の変化に応じて自分自身の健康に関心を持ち、日頃の生活習慣として主体的に健康づくりや生きがいづくりに取り組めるよう、事業を推進します。	百歳体操等の介護予防に効果がある体操・運動を実施している住民主体の通いの場への参加者数　16,330人	集計中	－	参加者がモチベーションを維持するための工夫（各グループが行う運営の工夫の集約・ニーズに対する取組み等）や他事業との連動によるさらなる周知	高齢者が、加齢による心身機能の変化に応じて自分自身の健康に関心を持ち、日頃の生活習慣として主体的に健康づくりや生きがいづくりに取り組めるよう、事業を推進します。 【目標値】 百歳体操等の介護予防に効果がある体操・運動を実施している 住民主体の通いの場への参加者数　17,000人	福祉局
		27	生活支援体制整備事業	高齢者の支援ニーズと地域資源の把握や、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、関係者間のネットワークの構築、地域に不足するサービスの創出などの役割を担う生活支援コーディネーターを配置し、多様な事業主体が参画する協議体を設置することにより、情報共有と連携強化を図りながら、生活支援・介護予防サービスの充実に向けた取組みを進めます。		・協議体開催209回、ワーキング開催192回 ・地域資源・サービスの新規立上げ・拡充258か所、継続支援269か所	①達成		（令和７年度と同じ） 齢者の支援ニーズと地域資源の把握や、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、関係者間のネットワークの構築、地域に不足するサービスの創出などの役割を担う生活支援コーディネーターを配置し、多様な事業主体が参画する協議体を設置することにより、情報共有と連携強化を図りながら、生活支援・介護予防サービスの充実に向けた取組みを進めます。	福祉局
		28	老人クラブ育成事業	会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域社会との交流を総合的に実施することを目的に結成された老人クラブの活動を支援し、育成を図ります。	会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域社会との交流を総合的に実施することを目的に結成された老人クラブの活動を支援し、育成を図ります。	【老人クラブが開催する教養講座への参加延人数】令和７年度：94,842人（令和６年度：101,521人）	①達成	-	令和７年度と同じ	福祉局
		29	高年齢者就業機会確保事業（大阪市シルバー人材センター）	定年退職後等の高年齢者に対して、公益社団法人シルバー人材センターが有する高年齢者向けの職業紹介機能により、地域密着型の仕事を提供することで、高年齢者が自己の労働能力を活用し、働く機会の確保、生きがいの充実、健康と福祉の増進を図ります。	定年退職後等の高年齢者に対して、公益社団法人シルバー人材センターが有する高年齢者向けの職業紹介機能により、地域密着型の仕事を提供することで、高年齢者が自己の労働能力を活用し、働く機会の確保、生きがいの充実、健康と福祉の増進を図ります。	【会員数】令和７年度末：8,152人（令和６年度末：7,972人）【就業延人員】令和７年度：631,401人（令和６年度：617,353人）	①達成	-	令和７年度と同じ	福祉局
		30	住まいに関する相談・情報提供、普及啓発	住まい情報センターにおいて、住まい選びや住まい方、大阪市の住宅施策などの情報提供を行い、住まいに関するさまざまな相談に対して、相談員が電話や面接により対応する。あわせて、普及啓発事業として、高齢者等を対象とした住まいの選び方などに関するセミナーも実施している。	・セミナー等開催回数：65回	・セミナー等開催回数：65回 ・セミナー・シンポジウム等参加者数：3,168人	①達成	－	令和７年度と同じ	都市整備局
		31	消費者向け各種講座の実施	消費活動に関する基本的な知識を身につけ、自らが消費者被害を未然に防止するなど自立した消費者を育成するため消費者向け講座を実施しています。	目標設定なし	①“わん”デー講座　年５回実施 講座受講者（高齢者）へのアンケートにおいて、「売買や契約などに関する消費者トラブルや、商品の誤った使用などによる事故や健康被害などを未然に防止するための情報や知識が身についたと思う。」と回答した人の割合：89.4% ②地域講座　年49回実施 講座受講者（高齢者）へのアンケートにおいて、「実際に消費者トラブルにあった（あいそうな）場合、講座で身につけた対処法を実践できると思う。」と回答した人の割合：97.0%	①達成	－	令和７年度と同じ	市民局
		32	高齢者等消費者被害防止のための見守り講座等の実施	高齢者は、被害に遭っていること自体に気づいていないケースもあり、周りの方の気づきが重要となるため、各種団体と連携して地域において見守り活動を行っている方々を対象に気づきのポイントなどを説明する講座等を実施しています。	目標設定なし	①見守り講座　年15回実施 講座受講者へのアンケートにおいて、「高齢者が消費者被害にあった場合、又はあわないために、見守りを実践できると思う。」と回答した人の割合：97.9%	①達成	－	令和７年度と同じ	市民局

③　障がいのある人に対する支援	・障害者差別解消法をふまえ、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進します。 ・障がいのある人が個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるための障がい福祉サービス等を充実させます。 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」をふまえた、障がいのある人への就労支援を行います。	33	青少年健全育成鶴見区民大会 ヒューマンシアター 二十歳のつどい 人権啓発推進セミナー	青少年健全育成鶴見区民大会 ヒューマンシアター 二十歳のつどい 人権啓発推進セミナー を開催する際に、手話通訳を実施する。	青少年健全育成鶴見区民大会 ヒューマンシアター 二十歳のつどい 人権啓発推進セミナー の開催にあたり、手話通訳を実施する。	青少年健全育成鶴見区民大会 ヒューマンシアター 二十歳のつどい 人権啓発推進セミナー	①達成	継続実施予定	青少年健全育成鶴見区民大会 ヒューマンシアター 二十歳のつどい 人権啓発推進セミナー を開催する際に、手話通訳を実施する。	鶴見区
		34	障がい児（者）サービスの利用促進	障がいのある方への図書館サービス提供の充実を図るとともに、障がい児（者）への理解を深める講演会等を実施する。	障がいのある方への図書館サービス提供の充実を図るとともに、障がい児（者）への理解を深める講演会等を実施する。	・読書体験会、製作講習会など24回、参加者数708人 ・読書バリアフリー啓発展示　20回 ・LLブック 893点、およびマルチメディアデイジー 1,286点所蔵	①達成	ー	令和7年度と同じ	教育委員会事務局
		35	大阪市障がい者就業・生活支援センター（中央連携業務・ジョブコーチ派遣事業・発達障がい者就労支援事業含む）	障がい者の就業の安定と職業的自立を促進するため、地域障がい者就業・生活支援センター7か所（中央連携業務等含む）を設置。	支援対象者登録件数：4,521人 相談・支援件数：18,365件 一般事業所への就職件数：217件 職場定着支援の実施件数：1,468件	支援対象者登録件数：4,921人 相談・支援件数：14,784件 一般事業所への就職件数：208件 職場定着支援の実施件数：1,431件	②概ね達成	障がい者就業・生活支援センターにおいて、発達障がい者を含む 障がい者の雇用促進や職場定着支援等を実施し、障がい者の就労促進を図る。	令和７年度と同じ。	福祉局
		36	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の養成を行います。	手話通訳者：120名（令和６年度実績121名） 要約筆記者：150名（令和６年度実績162名）	手話通訳者：122名 要約筆記者：146名	②概ね達成	手話通訳者及び要約筆記者の養成を引き続き実施することにより、聴覚、音声言語機能に障がいのある市民に対して、手話や要約筆記を用いて円滑なコミュニケーションを支援する。	令和７年度と同じ。	福祉局
		37	障がい者自立支援事業	【地域活動支援センター】 障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、社会参加や創作的活動などのサービスを提供することが望ましい障がいのある方に対し、適所により創作的活動の機会の提供を行う。 【居宅介護事業】 日常生活を営むのに支障のある障がい者（児）にホームヘルパーが訪問し、介護や家事等、日常生活を営むのに必要なサービス（身体介護、家事援助、通院介助）を提供します。	【地域活動支援センター】 44ヵ所（令和６年度実績） 【居宅介護事業】 利用人数：17,330人／月 （令和６年度実績）	【地域活動支援センター】 40ヵ所（令和７年度実績） 【居宅介護事業】 利用人数：18,915人／月 （令和７年度実績）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	福祉局
		38	児童発達支援事業	身体、知的、精神（発達障がい含む）に障がいのある未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。	【令和６年度実績】 利用人数：6,188人／月	【令和７年度実績】 利用人数：6,557人／月	①達成	-	令和７年度と同じ	福祉局
		39	放課後等デイサービス事業	学校通学中の障がい児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。	【令和６年度実績】 利用人数：11,484人／月	【令和７年度実績】 利用人数：12,880人／月	①達成	-	令和７年度と同じ	福祉局
④　高齢者、障がいのある人への虐待防止・権利擁護	・高齢者、障がいのある人への虐待の早期発見、解消のための迅速で適切な対応、未然防止に向けた取組を推進します。 ・成年後見支援センターにおける成年後見制度に関する広報・啓発と専門相談の実施、「市民後見人」の養成と活動支援を行います。	40	高齢者虐待・障がい者虐待の防止	高齢者虐待、障がい者虐待の防止のための取組みを推進します。	目標値は定めていない	虐待の未然防止や早期発見の取り組みを進めるとともに、虐待事案への迅速・適切な対応に努めた。また、虐待防止連絡会議を開催し、関係機関が連携し虐待防止体制の構築に努めた。その他、広報啓発の充実並びに虐待通報への適切な対応を行った。 ・虐待防止連絡会議　26回開催（市：１回及び区：25回） ・啓発物品（リーフレット、カレンダー、クリアファイル等）の作成及び関係機関への配布	①達成	引き続き、虐待の未然防止や早期発見の取り組みを進めるとともに、虐待事案への迅速・適切な対応に努める。また、虐待防止連絡会議を開催（市：１回及び区：24回）し、関係機関が連携し虐待防止体制の構築に努める。その他、広報啓発の充実並びに虐待通報への適切な対応を行う。	令和7年度と同じ	福祉局
		41	大阪市成年後見支援センター	成年後見制度に関する相談対応、広報･啓発、市民後見人の養成と活動を支援します。	「市民後見人バンク」新規登録者数25人以上 その他の目標値は定めていない	成年後見支援センターを中核機関として、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築に向けた事業を実施した。成年後見制度の周知・啓発及び相談、市民後見人の養成及び支援、相談支援機関の後方支援、関係機関との連携、協議会の運営、親族後見人の支援、日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑移行等を行った。 ・「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」 　協議会総会１回、各部会20回 ・市民後見人バンク新規登録者　　43人 ・市民後見人バンク登録者研修会　　8回 ・専門職派遣　　36回	①達成	引き続き、成年後見支援センターを中核機関として、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築に向けた事業を実施する。成年後見制度の周知・啓発及び相談、市民後見人の養成及び支援、相談支援機関の後方支援、関係機関との連携、協議会の運営、親族後見人の支援、日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑移行等を行う。	令和7年度と同じ	福祉局
⑤　バリアフリー化の推進	・高齢者、障がいのある人を含めたすべての市民が、日常生活や社会活動に利用する施設を安全かつ快適に利用することができるバリアフリー化を推進します。	42	市営住宅のバリアフリー化	市営住宅の建替や改善にあたっては、住戸内部や共用部、屋外空間等のバリアフリー化を進め、高齢者等が安全・安心に生活できる水準を確保する。 また、エレベーターのない中層住宅には、可能な限りエレベーターを設置する。	・建替事業による建設戸数：1100戸 ・地元要望がまとまった既存住棟において、エレベーター単独設置を進める。	・建替事業による建設戸数：885戸 ・地元要望がまとまった既存住棟において、エレベーター設置数６基の実施設計を実施。	②概ね達成	エレベーターが設置されていない中層住宅について、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、今後の活用期間を踏まえたエレベーター設置に取り組む。	また、エレベーターのない中層住宅には、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、住民要望がまとまった住宅から設計・工事等を進めて、エレベーターを設置する。	都市整備局
		43	市設建築物のバリアフリー化	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「大阪府福祉のまちづくり条例」及び「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、高齢者、障がい者等をはじめすべての市民が安全かつ快適に利用することができるように、市設建築物の建設・整備を行っている。	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「大阪府福祉のまちづくり条例」及び「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、市設建築物の建設・整備を行う。	市設建築物のバリアフリー化　令和７年度完成　12件	①達成	-	令和７年度と同じ	都市整備局
		44	民間建築物のバリアフリー化	「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」、「大阪府福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称「バリアフリー法」）等に基づき、建築確認申請前に事業者と事前協議を行い、出入口や廊下、階段、エレベーター等について、高齢者、障がい者の方々をはじめすべての市民が、日常生活や社会活動に利用する施設について、安全かつ快適に利用することができるように指導する。	「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」、「大阪府福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称「バリアフリー法」）等に基づき、指導する。	506件の事前協議を行った	①達成	ー	令和7年度と同じ	計画調整局

（３）性の多様性の尊重についての啓発の推進等

具体的取組	No.	事業等名称	事業概要	令和７年度目標値	令和７年度事業実績	自己評価	今後の方向性等	令和８年度事業概要	所管所属
性の多様性（性的指向や性自認など）の尊重についての啓発の推進、人権相談における性的少数者に係る強化相談日の設定、大阪市パートナーシップ宣誓証明ファミリーシップ制度の実施、地域での性的少数者とアライ（よき理解者）との協働・交流の機会の提供による市民・企業の理解のさらなる充実を推進します。 （令和４年８月１日より制度名称変更）	45	LGBT（性の多様性）についての啓発	・性的マイノリティの方々が直面している課題等の解消に向けた取組を、先進的・先導的に推進する事業者等を、本市が一定の基準に則り認証	R６年度末時点よりも認定件数を増やす （R６年度　45件（有効認証件数32件））	53件 （有効認証件数37件）	①達成	継続	令和７年度と同じ	市民局
	46	大阪市ファミリーシップ制度	・LGBTなどの性的マイノリティの方を対象とした「大阪市ファミリーシップ制度」を実施 ・ファミリーシップ制度は、大阪市として、両当事者の方が、互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力しあい、社会においていきいきと輝き活躍されることを期待して、パートナーシップ関係であることを宣誓されたことを公に証明するもの。	－	・ファミリーシップ宣誓書受領証の発行118組 ・パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク構成自治体287自治体	①達成	継続	令和７年度と同じ	市民局
	47	クレオ大阪における講座・セミナーの実施	クレオ大阪における各種講座、セミナーの中で関連する講座、セミナーを開催する。	クレオ大阪各館において、講座・セミナーを複数回開催する。	性の多様性についてのセミナーの実施　８回 （中央館：２回、子育て館：２回、西部館：２回、南部館：０回）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
	48	LGBT（性の多様性）についての啓発	LGBTQの当事者とその友人やアライ（協働パートナー）が多様性をカ にできるまちづくりを目指す活動。レインボーカフェ3710（みなと）」を毎月第4火曜に開催等。	事業に参加した人に対するアンケートで「人権問題への関心や意識を高めるうえで役立った」と答えた区民の割合が80%以上を目標にする。	「人権問題への関心や意識を高めるうえで役立った」と答えた参加者の割合：100%	①達成	継続	令和７年度と同じ	港区

■基本的方向６　男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

(1) 男女の多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備

具体的取組		No.	事業等名称	事業概要	令和７年度目標値	令和７年度事業実績	自己評価	今後の方向性等	令和８年度事業概要	所管所属
①　多様な保育ニーズへの対応	・変動する保育ニーズへ柔軟に対応するための入所枠の確保の取組を実施します。 ・病児・病後児保育、一時預かり、夜間保育など多様な保育サービスを行います。 ・緊急時にこどもを預けられる仕組みなど、子育て家庭を支援します。	1	計画的な保育所の整備	変動する保育ニーズへの柔軟な対応のため、保育所等整備（認定こども園含む）により入所枠の確保を図る。	令和７年度　48か所　2,979人の入所枠を確保 内訳　認可保育所の創設　25か所　2,250人 認可保育所等の建替等　4か所　32人 認定こども園への移行　2か所　60人 地域型保育事業所等の創設　30か所　637人	令和７年度　46か所　1,599人の入所枠を確保 内訳　認可保育所の創設　10か所　1,050人 認可保育所等の建替等　4か所　64人 認定こども園への移行　13か所　390人 地域型保育事業所等の創設　5か所　95人	③未達成	認可保育所、地域型保育事業所等の整備が予定どおりに進まず目標未達成となったが、引き続き入所保留児童の解消に向け、助成制度の周知や整備促進策、公募条件の変更などを継続実施していく必要がある。	変動する保育ニーズへの柔軟な対応のため、保育所等整備（認定こども園含む）により入所枠の確保を図る。	こども青少年局
		2	保育人材確保対策事業	待機児童解消に向けて、保育所の整備等により保育を必要とする児童の入所枠確保に取り組むとともに、深刻な保育士不足の状況を踏まえ、保育人材の確保支援への取り組みを図っている。	1,103人	調査結果集計中（令和8年8月現在）	-	引き続き取り組みを実施する	令和７年度と同じ	こども青少年局
		3	一時預かり事業（一般型）	就学前の子どもをもつ保護者が病気や仕事などにより、断続的または緊急一時的に保育を必要とする場合や、育児負担の軽減のために保育を必要とするとき、保育所等で昼間預かる。	106,138人日〈確保〉	102,182人日〈確保〉 47,784人日〈利用〉	②概ね達成	「大阪市こども計画」に基づき、継続して事業を実施していく。	令和７年度と同じ	こども青少年局
		4	病児・病後児保育事業	こどもが病気又は病気の回復期のため、保育所などに通うことができず、また保護者の仕事の都合等で家庭で保育ができない場合に、回復するまでの数日間こどもを預かることで、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境の整備に努める。	47,015人日<確保> ―	44,220人日<確保> 13,104人日<利用>	②概ね達成	病児保育施設１か所を新規開設したが、ニーズ量を満たすまでには至らなかったため、引き続き整備を行っていく。	令和７年度と同じ	こども青少年局
		5	夜間保育・休日保育	夜間や休日等、保護者の就労等により家庭において保育を受けられない児童を保育する。	公立１施設、民間４施設における夜間保育を実施。 公立13施設、民間17施設（うち２施設休止中）における休日保育を実施。	公立１施設、民間４施設における夜間保育を実施。 公立13施設、民間17施設（うち２施設休止中）における休日保育を実施。	①達成	―	令和7年度と同じ	こども青少年局
		6	認定こども園への移行促進	就学前のこどもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供という観点から、「認定こども園」の整備を進める。	令和８年4月1日現在の認定こども園数　　143か所	令和８年4月1日現在の認定こども園数　　154か所	①達成	―	令和７年度と同じ	こども青少年局
		7	一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園では、保育ニーズの多様化に対応して預かり保育を実施している。市立幼稚園においては、平成27年度12月まで「預かり保育センター園」22園が推進役となり、全幼稚園が保護者ニーズに応えた「親と子の育ちの場」となる預かり保育の充実を図ってきたが、平成28年1月より本市事業として、全市立幼稚園及び私立幼稚園・認定こども園において、在園児を対象として子ども・子育て支援新制度における一時預かり事業（幼稚園型）を実施している。	全市立幼稚園及び私立幼稚園等 子ども・子育て支援新制度へ移行している私立幼稚園等については70%以上の園において実施	全市立幼稚園及び私立幼稚園等 子ども・子育て支援新制度へ移行している私立幼稚園等については70%以上の園において実施	①達成	子ども・子育て支援新制度へ移行している私立幼稚園等において実施を促進していく。	令和７年度と同じ	こども青少年局
		8	幼稚園における地域交流事業の実施	市立幼稚園において、未就園児親子の登園、園庭解放、子育て相談等を実施し、地域の「親と子の育ちの場」としての活動を推進し、その役割を市立幼稚園全幼稚園が担っている。市内私立幼稚園においては、家庭教育相談、子育て講座の開催や文化・スポーツ活動等の園庭解放が実施され、家庭や地域に対して幼稚園がさらにひらかれた地域における幼児教育のセンター的役割を担っている。	市立幼稚園全園において実施	市立幼稚園全園において実施	①達成	継続実施	令和７年度と同じ	こども青少年局
		9	ファミリー・サポート・センター事業	こどもを預けたい方（依頼会員）とこどもを預かりたい方（提供会員）による相互援助活動（こどもの預かりや送迎など）	①就学前利用人数　２４，７８５人 ②学童期利用人数　１，６３９人	①就学前利用人数　２３，９３３人 ②学童期利用人数　９６４人	②概ね達成	引き続き、大阪市こども計画に基づいた事業展開を行う。	こどもを預けたい方（依頼会員）とこどもを預かりたい方（提供会員）による相互援助活動（こどもの預かりや送迎など）	こども青少年局
	・身近な地域での子育てに関する幅広い相談や支援体制を充実します。 ・子育てに関する情報提供の充実や、保護者やこども同士の交流機会を提供します。 ・平日の放課後、土曜日、長期休業中などに、児童の居場所の提供等を行います。 ・保育所や幼稚園から高等学校までの子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。 ・すべてのこどもたちが安心して医療を受けることができるよう、経済的負担を軽減するため、こども医療費助成の取組を実施します。	10	よどっこ子育て相談事業 発達障がい児等子育て支援事業	・よどっこ子育て相談事業子育て講座については、人気のあるミュージックケアの募集人数を増やし、多くの親子に参加して貰えるようにする。また、保育士による子育て講座を定期的に行い、講座の充実を図っていく。・発達障がい児等子育て支援事業講師が講義及びファシリテーターとなり、参加者１０名程度の保護者とグループワークを行う連続講座。各回それぞれの課題を次回に報告し合う。同じように悩む子育て世帯と情報交換する等、孤立化しない子育てを行い、児童虐待防止を図っていく。	・よどっこ子育て相談事業子育て講座については、多くの親子に参加してもらえるよう人気のあるミュージック・ケアの募集人数を増やすと共に、父親も参加しやすい土曜日開催を行う。 保育士による子育て講座を定期的に行う中で、参加者アンケートで得た結果に即した内容の講座の充実を図っていく。 ・発達障がい児等子育て支援事業講師が講義及びファシリテーターとなり、参加者１０名程度の保護者とグループワークを行う連続講座。各回それぞれの課題を次回に報告し合う。同じように悩む子育て世帯と情報交換する等、孤立化しない子育てを行い、児童虐待防止を図っていく。	・よどっこ子育て相談事業子育て講座については、参加募集人数を増やし、また、土曜日開催を行ったことで父親参加者が大きく増えた。 ・保育士による子育て講座は、参加後アンケートで希望の多かった内容を積極的に取り入れることで参加者が増え、継続して参加、当講座以外にも参加される保護者が増加した。 ・発達障がい児等子育て支援事業では、こどもの発達の遅れや偏りが気になる保護者向けにペアレントトレーニング講座を前期７回・後期8回行い、計１５回実施。父親が参加する家庭もあり、集団の力で、子育てのコツをつかむことに繋がった。また、保護者同士の繋がりが深まり、保護者同士で問題解決していこうとする場面も見られ、保護者の子育て力が向上した。	①達成	・よどっこ子育て相談事業子育て講座については、人気のあるミュージックケアの募集人数を増やし、多くの親子に参加して貰えるようにする。また、保育士による子育て講座を定期的に行い、講座の充実を図っていく。・発達障がい児等子育て支援事業講師が講義及びファシリテーターとなり、参加者１０名程度の保護者とグループワークを行う連続講座。各回それぞれの課題を次回に報告し合う。同じように悩む子育て世帯と情報交換する等、孤立化しない子育てを行い、児童虐待防止を図っていく。	・昨年度に引き続き、よどっこ子育て相談事業「子育て情報誌ゆめキッズ」（年６回）「子育て支援マップ」年1回作成。区内保育施設・医療機関・子育て支援センター等（計156箇所）で配布。子育て講座ゆめちゃんハッピールーム等２６回開催。 区内支援連絡会にて昨年度初開催のよどがわ子育て博覧会を今年度も開催予定。区内支援施設の案内、利用勧奨のきっかけ作りとして、施設利用のスタンプカードを作成配布。 ・発達障害がい児等子育て支援事業こどもの発達の遅れや偏りが気になる保護者向けにペアレントトレーニング講座を前期７回・後期８回行い、計１５回実施。 ・アンガーマネジメント講座等、保護者アンケート結果よりニーズに合わせた講座を開催予定。	淀川区
		11	子育て支援情報発信事業	地域に密着した子育てに関する情報・子育てに興味関心を持ってもらえるような記事を掲載した情報誌の発行。	子育て応援情報誌「わくわく城東」：各月9,000部 ふれあい城東発行部数：各月約96,800部 区広報誌1月号（子育て応援マップ掲載）：15,000部	子育て応援情報誌；9,000部発行 ふれあい城東発行部数：各月約96,800部 区広報誌1月号（子育て応援マップ掲載）：15,000部	①達成	子育て応援情報誌に代わり、子育てサロン・子育て支援施設等のイベント予定を作成しホームページに公表、必要な方へはカラーコピーし配布。 子育て応援マップは令和7年度同様。	子育てサポートアプリ、大阪市公式ＬＩＮＥセグメントを活用し、子育て支援施設等のイベント予定や保育施設等の地域子育て支援活動の予定を発信する。 ふれあい城東発行部数：各月約96,800部 区広報誌９月号（子育て応援マップ掲載）：15,000部	城東区
		12	0歳児家庭見守り支援事業	3か月児健診から1歳6か月児健診までの乳幼児を養育している家庭に訪問員（保育士）が定期的に訪問し、児の測定並びに育児不安の解消や定期的な情報提供を行う。	家庭訪問申請者数：250件	家庭訪問希望申請数：208件	②概ね達成	―	申請数：250件	城東区
		13	「子育てするなら城東区」推進事業	地域に密着した子育てに関する情報・子育てに興味関心を持ってもらえるような記事を掲載した情報誌の発行。大阪市公式LINEセグメントによる配信を行うなど、子育てに必要な情報や知識を簡単に取得できる環境を提供する。	~~大阪市公式LINEセグメントによる配信：２０件~~	~~大阪市公式LINEセグメントによる配信：２１件~~	①達成	子育てサポートアプリ、大阪市公式LINEセグメントによる配信を行うなど子育て支援情報の発信の充実に努めていく。 ホームページのアクセスビリティ向上	大阪市公式LINEセグメントによる配信：２０件 子育てサポートアプリの編集・活用	城東区
		14	東住吉区子育て応援ナビ	子育てに関する情報をとりまとめて発信するホームページ。行政情報を「妊娠・出産」などのキーワードや、「１歳～２歳」などの年齢別に探せるほか、区内の団体等の協力による「離乳食・お弁当・手作りおもちゃ」「子育てにうれしいお店」などの行政情報以外の情報も発信。	毎月、子育てに関するさまざまな情報や、広報東住吉「なでしこ」に掲載したお子さんの写真を掲載。	毎月子育てに関するさまざまな情報や、広報東住吉「なでしこ」に掲載したお子さんの写真を掲載した。	①達成	-	令和７年度をもって本事業を廃止。	東住吉区
		15	講座・イベントなどを実施する際に一時保育をつける	講座・イベントなどを実施する際に、子育て期の男女の参加を促進するために、一時保育の実施。	年１回開催	１回開催（R8.3.1）	①達成	-		東住吉区
		16	講座・イベントなどを実施する際に一時保育をつける	講座・イベントなどを実施する際に、子育て期の男女の参加を促進するために、一時保育の実施。	「旭区にほんご教室」における一時保育の実施。	「旭区にほんご教室」において一時保育を実施した。	①達成	―	「旭区にほんご教室」ではニーズを踏まえながら引き続き一時保育を実施する。	旭区
		17	家庭教育振興事業の実施 講座・イベントなどを実施する際に一時保育をつける	様々な団体等と連携し、子育てに関する事業を実施。 講座・イベントなどを実施する際は子育て期の男女の参加を促進するために、一時保育を実施する。	-	一時保育実施講座数：０講座 講座実施にあたり一時保育を周知はしており申込がなかったため０回となっておりおおむね達成とする。	②概ね達成	引き続き子育て期の保護者の参加が見込まれる講座・イベントに一時保育を実施する	令和７年度と同じ	教育委員会事務局

②　地域での子育て支援	・身近な地域での子育てに関する幅広い相談や支援体制を充実します。 ・子育てに関する情報提供の充実や、保護者やこども同士の交流機会を提供します。 ・平日の放課後、土曜日、長期休業中などに、児童の居場所の提供等を行います。 ・保育所や幼稚園から高等学校までの子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。 ・すべてのこどもたちが安心して医療を受けることができるよう、経済的負担を軽減するため、こども医療費助成の取組を実施します。	18	講座・イベントなどを実施する際に一時保育をつける	講座・イベントなどを実施する際に、子育て期の男女の参加を促進するために、一時保育の実施。	令和７年６月開催の「音楽の祭日2025inあさひ」において、一時保育の実施、ファミリー席や親子室を設置し、子育て期の男女とこどもが一緒に参加しやすいイベントにする。	「音楽の祭日2025inあさひ」において、一時保育は2名、ファミリー席および親子室は多数のご利用をいただき、好評を得た。	①達成	今後も引き続き一時保育等、子育て期の男女が参加しやすい取組を検討し、さらなる促進をめざす。	令和８年６月開催の「音楽の祭日2026inあさひ」において、一時保育の実施、ファミリー席や親子室を設置し、子育て期の男女とこどもが一緒に参加しやすいイベントにする。	旭区
		19	総合的な相談支援体制の充実事業	既存のしくみでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実に向けた取組みを行います。	市全域において、複合的な課題を抱えた人を適切な支援につなげ、解決を図る仕組みが構築されている。（目標値は定めず）	相談件数　385件 総合的な支援調整の場（つながる場）　172件 SV派遣数　98件	①達成	引き続き、複合的な課題を抱えた人や世帯を適切な支援につなげ、課題解決を図るため「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実に向けた取組みを行います。	令和７年度と同じ	福祉局
		20	女性のためのライフプラン相談	女性の社会保険労務士が社会保険・年金などの相談、ファイナンシャルプランナーが、家計管理・マネーなどの相談を実施する。	令和７年度事業廃止	－		－	－	市民局
		21	クレオ大阪における一時保育の充実	子育て期の男女の参加を促進するため、受託事業及び自主事業において、一時保育を実施する。	クレオ大阪各館において、保育室開放事業、一時保育つき読書タイム、一時保育を複数回実施する。	【中央館】 「保育室開放デー」夏・冬実施／利用28人「一時保育つき読書タイム～本を読む日～」12回実施／参加162人「一時保育事業」利用91人 【子育て館】 「保育室開放デー」平日10:00～19:00、土日祝10:00～17:00実施／利用13,818人「一時保育付き読書タイム～本を読む日～」12回実施／参加285人「一時保育事業」利用687人 【西部館】 「一時保育つき読書タイム～本を読む日～」12回実施／参加52人「一時保育事業」利用56人 【南部館】 「保育室開放デー」夏・春実施／利用21人「一時保育つき読書タイム～本を読む日～」12回実施／参加77人「一時保育事業」利用48人 【東部館】 「保育室開放デー」夏・春実施／利用19人「一時保育つき読書タイム～本を読む日～」12回実施／参加104人「一時保育事業」利用84人	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		22	クレオ大阪における講座・セミナーの実施	クレオ大阪における各種講座、セミナーの中で関連する講座、セミナーを開催する。	クレオ大阪各館において、複数回セミナーを実施	子育て支援セミナーの実施　72回 （中央：４回、子育て館：56回、西部館：６回、南部館：３回、東部館：３回）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		23	すみちゃん子育て情報フェア事業	子育て世帯が子育て支援施設の情報を収集できるように、各保育施設の情報（特色等）を掲載した情報誌を作成し、住吉区役所ホームページにも掲載することで、施設やサービスの利用を促進していく。	子育て世帯向けに子育て支援施設情報を掲載した情報誌を500部作成配布し必要に応じて追加配布する。また住吉区役所ホームページにも同内容を掲載し、施設やサービスの利用を促進していく。	各保育施設等の情報（特色等）を掲載した情報誌を作成し、区役所や関係施設で配架した。情報誌は住吉区役所ホームページにも掲載し、各保育施設等のホームページのリンク先を紹介した。	①達成	昨年度行った情報誌等の掲載から、住吉区ホームページ上での周知に変更。より知りたいと思ってもらえる情報を提供できるように内容を検討していく。	子育て世帯が子育て支援施設の情報を収集できるように、各保育施設等の情報は、住吉区ホームページ内の「幼稚園・認定こども園・保育所（園）・地域型保育事業所の案内」に掲載することで、施設やサービスの利用を促進していく。	住吉区
		24	子育て支援情報提供事業	保育所や幼稚園等への入園前の子育て世帯へ地域の子育て関係機関情報や子育て情報を周知しています。	・子育て応援マップを６月に発行 ・子育て情報誌「すみちゃん子育てネット」を年６回（２ヶ月に１回）発行 ・子育て情報誌は区内の各子育て支援機関、医師会歯科医師会を通じて会員機関に配架 ・ＬＩＮＥにて支援情報を随時発信	・子育て応援マップを６月に発行 ・子育て情報誌「すみちゃん子育てネット」を年６回 （２ヶ月に１回）発行 子育て情報誌は区内の各子育て支援機関、医師会歯科医師会を通じて会員機関に配架 ・ＬＩＮＥにて支援情報を随時発信	①達成	・子育て応援マップを６月に発行 ・子育て情報誌「すみちゃん子育てネット」を年６回 （２ヶ月に１回）発行 子育て情報誌は区内の各子育て支援機関、医師会歯科医師会を通じて会員機関に配架 ・ＬＩＮＥにて支援情報を随時発信	保育所や幼稚園等への入園前の子育て世帯へ地域の子育て関係機関情報や子育て情報を周知しています	住吉区
		25	２歳児家庭見守り支援事業	２歳児を養育する保護者にハガキを送付し、子育てに関する困りごとで相談・連絡があった保護者に対して家庭訪問を行うなど、個々に応じた必要な支援につなげる。	子育てに関する困りごとで相談・連絡があった２歳児を養育する保護者のうち、必要な情報提供やサポートにつながった割合　90%以上	連絡・相談件数：44件（ハガキ送付数600件）のうち、必要な情報提供やサポートにつながった割合　90%以上	①達成	-		住之江区
		26	児童いきいき放課後事業の実施	大阪市内の市立小学校において、平日の放課後・土曜日・長期休業中などに、児童の健全な成長と発達を図るため、遊びやスポーツ、主体的な学習などの活動を行っている。 本市児童を取り巻く遊びの状況を見ると、都市化の影響等を受け、遊びの環境は恵まれているとは言えない。 一方で、社会への男女共同参画の進展、地域の子育て機能の低下、子どもの生命を脅かす事件の発生等、児童を取り巻く状況の変化を踏まえ、子育て支援に寄与し、安全・安心な子どもの居場所づくりを進める必要がある。 そこで、保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童や、障がいのある児童を含む全ての本市児童が「遊び」を心から楽しめるよう、遊びの空間と時間を確保し、学年を超えた児童集団を形成し、遊び方の伝承や工夫を行い、その中で児童自らが主体的にいきいきとたくましく生きる力を育めるよう、学校と地域との協力のもとに本事業を実施している。	46,192人（※） ※留守家庭児童対策事業との合計数	45,569人（※） ※留守家庭児童対策事業との合計数	②概ね達成	引き続き現行事業を継続実施していく。	令和７年度と同じ	こども青少年局
		27	留守家庭児童対策事業の実施	留守家庭児童を対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るための事業実施者に対して、その経費の一部を補助することにより、留守家庭児童の健全育成を図っている。	46,192人（※） ※児童いきいき放課後事業との合計数	45,569人（※） ※児童いきいき放課後事業との合計数	②概ね達成	引き続き現行事業を継続実施していく。	令和７年度と同じ	こども青少年局

		28	こども文化センターにおける児童文化振興事業	・こども劇場 優れた児童演劇・人形劇・音楽などの親子鑑賞会を行い、子どもたちの豊かな感性を育み、親子の触れ合いを深める。 ・こども広場 ボランティアによる人形劇・紙芝居などを、事前申込なしで親子で気軽に参加できるよう月1回程度、開催する。 ・こども教室 こども文化センターの特性を生かしながら、日頃体験できない事を、子どもたちが主体的創造的に体験できるように実施する。	・こども劇場　年19回実施 ・こども広場　月１回程度開催 ・こども教室　年２教室以上実施	・こども劇場　年19回実施 ・こども広場　年12回開催 ・こども教室　4教室実施	①達成	—	令和７年度と同じ	こども青少年局
		29	保育所等保育料の負担軽減	・保育所等保育料（０～２歳児）の負担軽減（国の定める基準より低い徴収金額を設定） ・保育所等保育料（０～２歳児）の多子軽減の所得制限の撤廃及び第２子無償化を継続（本市独自制度）	・保育所等保育料（０～２歳児）の負担軽減（国の定める基準より低い徴収金額を設定） ・令和６年９月から保育所等保育料（０～２歳児）の多子軽減の所得制限の撤廃及び第２子無償化を実施（本市独自制度）	・保育所等保育料（０～２歳児）の負担軽減（国の定める基準より低い徴収金額を設定　約75%） ・令和６年９月から保育所等保育料（０～２歳児）の多子軽減の所得制限の撤廃及び第２子無償化を実施（本市独自制度）	①達成	継続実施	・保育所等保育料（０～２歳児）の負担軽減（国の定める基準より低い徴収金額を設定） ・保育所等保育料（０～２歳児）の多子軽減の所得制限の撤廃及び第２子無償化を継続（本市独自制度） ・令和８年９月から保育所等保育料（０～２歳児）の第１子無償化を実施予定（本市独自制度）	こども青少年局
		30	・児童生徒就学援助事業	・経済的理由により就学が困難な大阪市立小・中学校の児童・生徒の保護者に対し、一定の要件に応じ、学用品費等を給付する児童生徒就学援助事業を行っている。	保護者の申請によるので、目標の設定値はなし。	令和７年度　就学援助認定人員　27,454人	①達成	-	令和7年度と同じ	教育委員会事務局
		31	・大阪市奨学費事業	・経済的理由により、修学が困難な高等学校等に在学する生徒に対して、市民税非課税世帯を対象として、入学又は学習に要した費用（授業料を除く。）の一部を支給する大阪市奨学費事業を行っている。	生徒の申請によるので、目標の設定値はなし。	令和７年度　選定者数 313人	①達成	-	令和7年度と同じ	教育委員会事務局
		32	子育て親子よっといでプラン	地域から子育て親子を応援する体制づくりをめざし、子育て親子を対象にしたイベントや学習会、講演会の開催、子育てマップの発行をしている。こどもや保護者と地域のみなさん、関係機関相互のふれあいを通じて、子育て支援ネットワークの充実を図っていく。	・子育て講座　1回、 ・ボランティア講座　2回開催 ・子育て親子イベント開催　未就園児童親子　80人対象 ・子育て情報誌　毎月500部 ・子育て情報誌　カラー保存版　年3回発行 ・子育てマップ　2,500部発行	・子育て講座 7月8日　子育て親子よっといでプラン・このはネット合同会議会議にて、講演会「発達の気になる児童の療育施設の利用について」　30人参加 7月25日開催　「そうだったのか！！理由がわかると対応が見えてくる！子どもと笑顔でかかわるための脳のお話」　56人参加 ・ボランティア講座 ６月20日　絵本選びの視点のヒント　10人参加 ８月６日　救急講座　9人参加 ・子育て親子イベント みんなであそぼう　10月15日開催　123人参加 絵本のひろばによっといで　11月15日開催　138人参加 おひさまルーム子育てサロン　4、６、７、８、９、10、12、１、２、３月開催　延べ107人参加 ・子育て情報誌　毎月500部 ・子育て情報誌　カラー保存版　年3回 ・子育てマップ　2,500部発行	①達成	子育て親子よっといでプラン実行委員会、このはネット（区内の子育て支援団体の連絡会。区内の子育て支援に関わる関係機関の連携を密にし、子どもの育ちを支え、効果的な子育て支援について話し合い、情報交換等を行う）で意見を出し合いながら、効果的に事業を実施していく。	・子育て講座　1回、 ・ボランティア講座　2回開催 ・子育て親子イベント開催　未就園児童親子　８０人対象 ・子育て情報誌　毎月500部 ・子育て情報誌　カラー保存版　年3回発行 ・子育てマップ　2,500部発行	此花区役所
③　子育てしやすい環境整備	・妊婦や親子連れの方などが利用しやすく、安心して外出できるような公共施設等の環境整備を進めます。	33	子育て安心マンション認定制度の実施	子育てに配慮した仕様の住戸と子育てを支援する環境を備えたマンションを認定し、市民へ広く周知することにより、子育てに資する居住環境整備と子育て世帯の市内居住を促進する。	リーフレットやポスターを区役所等に配布するとともに、市ホームページを活用することにより、制度及び認定物件の周知を実施する。	・リーフレットやポスターを区役所等に配布するとともに、市ホームページを活用することにより、制度及び認定物件の周知を実施した。 ・計画認定：２件（315戸）	①達成	-	令和７年度と同じ	都市整備局
		34	大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度	大阪市内において自ら居住するための住宅を住宅金融支援機構や民間金融機関の融資を受けて初めて取得する新婚・子育て世帯に対して利子補給を行うことにより、購入者の初期負担を軽減し、持家取得を支援することで、若い世代の市内定住の促進を図り、活力あるまちづくりを進める。 各区や市関連施設をはじめ、関係団体等へチラシ等の配布を行うとともに、金融機関等に協力依頼を行い、引き続き効果的な周知に取り組む。	新規受付件数：2,900件	・ リーフレット(8,000枚)、ポスター（500枚）を作成し、各区や市関連施設、金融機関、住宅販売業者等に配布 ・ 区広報誌や市HPによる周知 【実績】 新規受付件数：2,035件	③未達成	・国で新築分譲住宅の購入等にかかる補助事業を実施しており、今年度から国の補助額が減額されたが、本市の利子補給制度との併用ができないことが目標値の達成に至らなかった一因と見込まれる。 ・市内定住の促進に有効な施策であり、引き続き制度を周知する必要がある。	令和７年度と同じ	都市整備局
		35	市営住宅への優先入居の実施	市営住宅入居者募集（定期募集および親子近居等募集）において、「高等学校修了前とされる年齢(18歳まで)の子どものいる世帯」と、「申込者と配偶者（内縁関係及び婚約者を含む）のみからなる世帯であって、そのうち、いずれかが40歳未満である世帯」を対象にした「若者夫婦・子育て世帯向け」申込区分を設け、優先選考を実施。 また、市営住宅入居者募集（定期募集・公営住宅一般世帯向け申込区分）において、多子世帯（１８歳未満の児童が３人以上いる世帯）を対象に、抽選番号を２つ付与し、当選確率を引き上げる制度を実施。	-	７月・２月の定期募集および11月の親子近居等募集において、「高等学校修了前とされる年齢(18歳まで)の子どものいる世帯」と、「申込者と配偶者（内縁関係及び婚約者を含む）のみからなる世帯であって、そのうち、いずれかが40歳未満である世帯」を対象にした「若者夫婦・子育て世帯向け」申込区分を設け、募集を行った。 また、７月・２月の定期募集（公営住宅一般世帯向け申込区分）において、多子世帯（18歳未満の児童が３人以上いる世帯）を対象に、抽選番号を２つ付与し、当選確率を引き上げる制度を実施した。	①達成	-	令和７年度と同じ	都市整備局
		36	子育てバリアフリー（歩道の段差解消）	平成5年4月に制定した「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」や、平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称「交通バリアフリー法」）が施行（平成18年6月には「バリアフリー法」が施行）されたのを受けて策定された「大阪市交通バリアフリー基本構想」に基づいて、歩道の段差解消等の道路のバリアフリー化に取り組んでいる。	「大阪市交通バリアフリー基本構想」に基づいて、横断歩道箇所等における歩道と車道の段差について、道路改良工事等にあわせて段差解消のバリアフリー化に取り組む。	横断歩道箇所等における歩道と車道の段差について、道路改良工事等にあわせて段差解消を実施した。	②概ね達成	—	令和7年度と同じ	建設局

④　介護サービスの充実	・居宅・施設サービス等介護の支援基盤の充実を図ります。 ・誰もが住み慣れた地域で安心して生きがいのある暮らしができるよう、地域包括ケア体制の推進、認知症高齢者及び家族への支援を行います。 ・介護サービス基盤を充実するとともに、介護人材の確保を支援します。 ・地域包括支援センター等の相談・支援体制を充実し、介護する家族の不安、悩みに対応し負担の軽減を図ります。	37	地域ケア会議（高齢者）の開催	特に対応が困難な事例については、地域包括支援センターが中心となって保健・医療・福祉の関係機関が集まる地域ケア会議を開催し、各種サービスの利用調整や関係機関の連携を図り、個別の支援方針・支援計画を作成するとともに、必要に応じて継続的な見守りを行うなど、相談・支援に努めます。 また、高齢者自身の自立支援・介護予防の観点を踏まえた地域ケア個別会議を開催し、生活行為の課題の解決、状態の改善に導き、自立を促し、高齢者のQOLの向上に努めます。	—	地域包括支援センター 年間地域ケア会議会議開催回数　1,638回	①達成	—	令和7年度と同じ	福祉局
		38	地域包括支援センターにおける総合相談支援	高齢者やその家族からの介護、福祉などに関する相談を総合的に受けるとともに、必要に応じて訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぎます。	—	地域包括支援センター 年間実相談人員　62,959人	①達成	—	令和7年度と同じ	福祉局
		39	介護保険事業（在宅サービス）	要介護（要支援）認定において、要支援または要介護と認定されて在宅の介護を必要とする人には、訪問介護や通所介護等の居宅（介護予防）サービスを提供する。	介護サービスを必要とする被保険者へ適切にサービスを提供する。 被保険者数:671,621人 要介護認定者数:193,241人	被保険者数　669,911人 要介護認定者数:193,442人	②概ね達成	—	令和７年度と同じ	福祉局
		40	苦情処理制度	介護保険サービス等にかかわる苦情・相談等については、「おおさか介護サービス相談センター」において相談等をうけ、中立的な立場で解決にあたっています。	介護保険サービス等にかかわる苦情・相談等について、「おおさか介護サービス相談センター」において適切に相談等をうけ、中立的な立場で解決にあたる。 相談件数　2,080件（前年度実績）	相談件数　1,972件	②概ね達成	—	令和７年度と同じ	福祉局
		41	福祉サービス第三者評価事業の実施 （第三者評価制度）	介護サービスについては、介護保険法で介護サービスを提供するすべての施設・事業所に介護サービスの情報を公表することを義務づけた「介護サービス情報の公表制度」において、「基本情報」と「調査情報」を都道府県知事が指定する調査機関が事実確認を行ったうえで公表し、事業所によるサービスの質の向上に向けた取組みと利用者の福祉サービス選択の支援を行います。	公表に関する事務や公表データの管理を行う「介護サービス情報公表センター（大阪）」を指定し、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」を通じて、利用者が適切な事業者を選択できるよう情報提供を行う。 公表事業所数 ： 6,680事業所(前年度実績)	大阪市内の介護保険事業所等のうち、公表対象となる事業所について、厚生労働省の介護サービス情報公表システムを使用して情報公表を行った。 公表事業所数　6,865事業所	①達成	—	令和７年度と同じ	福祉局
		42	地域密着型サービス事業	認知症高齢者や中重度の要介護状態になっても出来る限り、住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるように支援します。	高齢者が認知症や、重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、身近なところでサービスを提供する「地域密着型サービス」事業者の参入促進に取り組む。 指定数：51事業所（前年度実績）	12種類の地域密着型サービスについて令和7年度は50事業所の指定を行った。	②概ね達成	—	令和7年度と同じ	福祉局
		43	介護保険施設の整備	「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、計画的な整備に努めます。	特別養護老人ホームの整備床数 令和７年度末時点　14,800人	特別養護老人ホームの整備床数 令和７年度末時点　14,812人（整備済み）	①達成	「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、計画的な整備に努めます。	昨年度と同じ。	福祉局
		44	大阪市社会福祉研修・情報センター事業	大阪市社会福祉研修・情報センターを活用し現場のニーズに応じた専門研修を実施するなど福祉専門職のキャリアデザイン形成に向けた研修について、アンケートによる受講者のニーズを把握の上、そのニーズに則した研修内容の一層の拡充をＰＤＣＡサイクルに基づき行い、介護人材の確保・育成に向けた支援を図ります。	（１）研修受講者満足度評価指数　５段階評価で4.48以上 （２）研修受講者目的達成率　85.6%以上 （３）研修定員充足率　77.2%以上	（１）研修受講者満足度評価指数　５段階評価で4.45 （２）研修受講者目的達成率　86.6% （３）研修定員充足率　83.9%	②概ね達成	引き続き、受講者アンケートの結果を活用して、福祉専門職研修へのニーズの反映、研修内容の改善等を行うとともに、計画的に研修を開催し、社会福祉に携わる人材の確保及び育成を図ります。	令和７年度と同じ	福祉局

（2）相談体制の充実

具体的取組	No.	事業等名称	事業概要	令和７年度目標値	令和７年度事業実績	自己評価	今後の方向性等	令和８年度事業概要	所管所属
・女性の様々な悩みにかかる女性総合相談、男性相談員による男性の悩み相談、教育に関する相談などの相談を実施します。 ・市民が相談窓口を身近に利用できるよう、「どのような相談を受けることができるのか」「どのように対応してくれるのか」といった相談事例や相談内容等の情報も発信しながら、窓口の広報・周知に努めます。	45	専門相談員による人権相談	•市民の方からのさまざまな人権に関する相談に専門相談員が対応する人権相談窓口を設置	・相談者アンケートにおいて、「相談が役立った」、「どちらかといえば役立った」、「気持ちが楽になった」と答えた人の割合95%以上	・相談件数1,312件 ・相談者アンケートにおいて、「相談が役立った」、「どちらかといえば役立った」、「気持ちが楽になった」と答えた人の割合99.84%	①達成	継続	令和７年度と同じ	市民局
	46	クレオ大阪における相談事業	女性の様々な悩みにかかる女性総合相談、男性相談員による男性の悩み相談などの相談事業を実施する。	クレオ大阪において、女性総合相談や男性の悩み相談など各種相談を実施する。	女性総合相談 13,147件 （面接相談：274件、電話相談：10,661件、メール：447件、LINE：1,765件）※R７よりLINE相談新設 男性相談 347件 (面接相談：144件、電話相談：203件)	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
	47	男女共同参画苦情処理制度の実施	平成15年1月に施行した「大阪市男女共同参画推進条例」に基づき、平成15年7月に創設した男女共同参画に関する施策についての苦情処理制度により、苦情を適切に処理する。	-	・大阪市HP等で情報提供をしている。 ・令和7年度実績：0件	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
	48	各種の広報媒体を活用した相談窓口の広報・周知	ホームページやフェイスブックなどのＳＮＳや、区広報紙等への掲載により効果的な情報発信を行い、相談窓口の案内や利用方法等を市民に分かりやすく周知する。	各種媒体を用いて、25回以上広報周知を実施する。	48回広報周知を行った。	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
	49	教育相談事業	不登校やいじめ等に関する相談窓口を開設し、面談による相談を行う。 （1）中央こども相談センターにおける来所相談 （2）サテライトにおける出張相談 さらに、身近なところに通所場所を開設し一人ひとりの状態に応じ再登校などの社会参加を支援する。	不登校児童通所事業登録者の社会参加をした割合　65%以上 保護者や学校園等に対し支援方法等について助言等を行ったことにより相談が終結する割合　82%以上	不登校児童通所事業登録者　116人 不登校児童通所事業登録者の社会参加をした割合　86.2% 相談件数　1,288件 保護者や学校園等に対し支援方法等について助言等を 行ったことにより相談が終結する割合　79.8%	②概ね達成	—	令和７年度と同じ	こども青少年局
	50	困難・課題を抱える女性に対する支援事業 （再掲）	・ＳＮＳを活用した相談業務 ・LINEを活用した専門相談業務 ・アウトリーチ支援 ・生理用品の提供 ・広報・周知	・相談を受けて、「前向きな気持ちになれた」と答えた市民の割合（80%）	・LINE相談 友だち登録件数　3,265件、　相談件数　1,765件（17.3件/日） 相談者に実施したアンケートにおいて、 相談の満足度　80.0%	①達成	新型コロナウイルス感染拡大をきっかけとして、就業面から生活面にわたって困難・課題を抱える女性の問題が顕在化していることから、孤独・孤立で不安を抱える女性や、様々な困難・課題を抱える女性に対して、社会とのつながりの回復に向けた支援を行うため、重点的・集中的に、相談支援体制の強化及び相談環境の充実を図る。	・ＳＮＳを活用した相談業務 ・LINEを活用した専門相談業務 ・アウトリーチ支援 ・生理用品の提供 ・広報・周知	市民局

■基本的方向７　男女共同参画を推進する教育・啓発の充実

(1) 男女共同参画の理解促進、情報発信

具体的取組		No.	事業等名称	事業概要	令和７年度目標値	令和７年度事業実績	自己評価	今後の方向性等	令和８年度事業概要	所管所属
①　学校、地域、企業での教育・啓発を通じた男女平等・男女共同参画意識の醸成	・小中学校等における教育活動全体を通して、ジェンダー平等教育を推進します。 ・男女共同参画の意義、重要性についての理解を促進するため、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動、地域イベント等の様々な機会を活用し、地域団体等と連携しつつ啓発活動を行います。 ・男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、各種啓発事業を実施します。 ・地域や企業に出向いて、男女共同参画の視点から身近な課題を取り上げた講座を実施します。 ・地域・家庭において、生涯学習の一環として、男女共同参画について学習する機会を提供します。	1	男女共同参画事業「心に残るときめきプラザ」	男女共同参画社会を広く市民に啓発することを目的に、外部講師を招き講演会を１回開催、規模は200名	１回講演会を開催し200名参加	１回講演会を開催、規模は210名参加	①達成	-	令和７年度と同じ	福島区
		2	PTA・社会教育関係団体対象学習会助成事業(家庭教育充実事業)	PTAをはじめとする社会教育関係団体が行う、人権教育・家庭教育に関する学習会に対し講師料の一部を助成する。	10回	0回	③未達成	いくつかの団体から問い合わせがあったものの、結果的には実施に至らなかった。 今後もあらゆる場で事業広報を行いつつ、継続的に助成事業を実施する。	PTAをはじめとする社会教育関係団体が行う、人権教育・家庭教育に関する学習会に対し講師料の一部を助成する。	鶴見区
		3	男女共同参画普及啓発事業	男女共同参画の重要性の理解を広めることを目的として、様々な手段を用いて男女共同参画施策に関する情報を発信する。	（１）各区での啓発 （２）全国的に実施される取組期間における啓発の企画・実施 （３）市民の意識を反映したポスターの作成 （４）企業・団体・教育機関等との連携および市民参加型の啓発	（１）各区役所でのパネル展示や啓発動画の放映を通して、区役所に各種手続き等のため来庁した市民に対し、男女共同参画に触れる機会が提供できた。 （２）取組期間に実施した「パネル展示・啓発動画再生」、「街頭啓発」等を通じて、「男性にとっての男女共同参画」、「デートＤＶ」、「男女共同参画の視点からの防災」などについて考えるきっかけを提供できた。 （３）年齢・性別を問わず、親しみやすくわかりやすいコンテンツとしてマンガを中心とした啓発パネル・ポスター・動画の制作を行うため、各テーマの専門家(大学教員、クリエイター、地域活動に携わるリーダーなど)で構成した「男女共同参画啓発物制作委員会」を組織し、複数回のミーティングを通して内容の検討・決定を行い、専門分野の目線からのわかりやすく適切な表現によるコンテンツを作成できた。 （４）ジェンダー論を受講している学生に向けた出前授業では「相談現場から見えてくる男女共同参画」をテーマとした。相談現場での事例を元に、学生に自分ごととして捉え考えてもらう機会を設けた。また、啓発テーマに関するニーズやアイデアの聴取も行い、若年層からのニーズ・アイデアを啓発物作成に反映させることができた。公開講座については、落語という親しみやすいパフォーマンスに「デートＤＶ」や「アンコンシャス・バイアス」のお題を交えた小噺と講演会を区切りなく組み合わせることで、自然と理解が深まる機会となった。	①達成	継続	令和７年度と同じ	市民局
		4	クレオ大阪における講座・セミナーの実施	クレオ大阪における講座・セミナーの実施	クレオ大阪において、複数回セミナーを実施	218講座（中央館：45講座、子育て館：43講座、西館：41講座、南館：44講座、東館：45講座）	①達成			市民局
		5	家庭教育充実事業 地域における生涯学習の推進	PTAをはじめとする社会教育関係団体が行う、家庭教育に関する学習会に対し助成を行う。	学習会主催者が自らの人権や家庭教育への関心・意識を高めるうえで役立ったと思う割合：80%以上	２団体で実施し、参加者は合計130名。意識向上に役立ったと思う割合は100%	①達成	継続	令和７年度と同じ	港区
		6	性教育の推進	「子どもたちが、自己肯定感を高め、命を大切にし、相手を思いやり、自分の将来について具体的な目標を持つこと」をめざし「生きる力を育む性に関する指導（生・性教育）」を進める	文部科学省の「生命（いのち）の安全教育 普及展開事業」を受け、市立学校４校を拠点校として実施する。	文部科学省の「生命（いのち）の安全教育普及展 開事業」を受け、市立学校４校を拠点校として実施した。 　さらに、「生きる力を育む性に関する指導」の手引きを改訂し、学校園に周知を行った。	①達成		令和7年度と同じ	教育委員会事務局
		7	家庭教育充実促進事業	家庭教育充実促進事業	「たいへんよかった」「よかった」と回答した受講者の割合80%以上	「たいへんよかった」「よかった」と回答した受講者の割合95.7%	①達成	ー	令和７年度と同じ	教育委員会事務局
		8	家庭教育充実促進事業	保護者の支援となる講習講座の実施及びコラムを通しての情報発信を行う。	保護者の支援となる講習講座の実施及びコラムを通しての情報発信を行う。家庭教育のコラムを親力アップサイトで6本のテーマで掲載	4本のコラムを掲載	②概ね達成	ー	令和７年度と同じ	教育委員会事務局
		9	ジェンダー平等教育の推進	「大阪市教育振興基本計画」に基づき、学校における教育活動全体を通して、積極的かつ具体的なジェンダー平等教育の推進に努めるとともに、学校生活のあらゆる面について、不合理な点はないか慣行等を見直し、問題を解決していく力の育成を図る。	「学校園における人権教育・啓発推進計画」実施計画の年度末評価において、個別的な人権課題として、「女性の人権」を取り上げて取組を実施した学校園の割合を、40%以上とする。	女性の人権、ジェンダー平等教育の推進については、各学校園に通知文を発出し、積極的に取組を進めるよう依頼した。また、人権教育講演会でジェンダー平等教育や集団育成について講演するなど、教職員への理解を深めた。 「学校園における人権教育・啓発推進計画」実施計画の年度末評価を行った結果、個別的な人権課題として「女性の人権」を取り上げて取組を実施した学校園の割合は39.3%となった。	②概ね達成	引き続き「学校園における人権教育・啓発推進計画」実施計画で取り上げている個別的な人権課題として、「女性の人権」について学校園が実践を進めながら、学校教育・文化として、ジェンダー平等社会の実現をより強く意識させるなど、様々な機会を通じて課題解決に努める。 また、今後も教職員の意識向上や見識を深められるよう研修、実践を進めるなど、ジェンダー平等社会の実現に向け、より一層の努力をする必要がある。	令和７年度と同じ	教育委員会事務局
		10	キャリア教育推進事業（小中学校）	小学校及び義務教育学校前期課程では職業講話・職場見学等、中学校及び義務教育学校後期課程においては職場体験学習等を実施する。中学校及び義務教育学校後期課程の職場体験学習に係る賠償責任保険の保険料を支援する。	・キャリア教育研修の実施 ・職業講話や職業見学等の実施　100% ・職業講話や職場体験学習の実施　100% ・体系的な「キャリア学習」に取り組むための年間指導計画作成の指導（全小中学校及び義務教育学校）	・キャリア教育研修　２回実施 ・職業講話や職業見学等の実施　86.3% ・職業講話や職場体験学習の実施　96.9% ・体系的な「キャリア学習」に取り組むための年間指導計画作成の指導を全小中学校及び義務教育学校にて実施	②概ね達成	・小学校及び義務教育学校前期課程から中学校及び義務教育学校後期課程の各段階にキャリア教育を適切に位置付け、PTAや地域の人材活用に加え、大阪市総合教育センターにおいて多様な大学や企業と連携する仕組みとして運営している「OEN」の活用や、関西キャリア教育支援協議会等の関係機関と密接に連携し、より効率的・効果的なキャリア教育の推進を図る。	令和７年度と同じ	教育委員会事務局

②　男女共同参画や女性の活躍推進にかかる情報発信	・ホームページやSNSをはじめ、情報誌、ポスター・チラシ等様々な広報媒体を活用して、男女共同参画や女性活躍推進にかかる意義、重要性、取組などについて広く情報発信します。	11	女性活躍推進情報発信事業（再掲）	「女性活躍リーディングカンパニー」の情報や、講座・イベント等の情報、企業や地域等で活躍する女性ロールモデルの紹介など、女性活躍に関する様々な情報について、専用サイト「きらめく女性の応援ひろば～未来へレディGo！～」及び各種SNSで発信する。（再掲）	女性活躍推進ポータルサイト閲覧数：95,000件以上 地域で活躍するロールモデルの発信件数：7例以上	○女性活躍推進ポータルサイト閲覧数：100,481件 ○地域で活躍している女性の活動事例等の情報（7例） ○専用サイト及びSNSで発信 ・女性活躍リーディングカンパニーの情報や、講座・イベント等 ・女性活躍に関するコンテンツ（19本）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		12	情報誌クレオ、クレオ大阪ＨＰ等を活用した情報発信	情報誌クレオ、クレオ大阪ＨＰ等を活用して関連する内容の情報発信を行う。	情報誌クレオの発行	情報誌クレオの発行、ホームページ・各種SNSでの情報発信を実施	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		13	各種の広報媒体を活用した情報発信	ホームページやフェイスブックなどのＳＮＳや、区広報紙等への掲載により関連する内容について、効果的な情報発信を行う。	各種媒体を用いて、広報周知を行う。	各種広報媒体を用いて、適宜、広報周知を行った。	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
③　男女共同参画推進に向けた調査・研究の実施	・地域や雇用の場等における男女共同参画意識の変化や動向を把握するため、市民・企業意識の状況を調査するとともに、男女共同参画にかかる調査・研究を行い、その結果を効果的な施策実施に活かしていきます。 ・男女共同参画にかかわる図書・統計情報等を収集・整備し、市民等へ提供します。	14	クレオ大阪における調査･研究事業の実施	男女共同参画社会の実現をめざした大阪市の各施策とセンターの各事業の効果的な推進に資するため、関連分野の研究機関等と広く連携し、男女共同参画に関する基礎データの収集、調査、研究等を行う。	男女共同参画に関する基礎データの収集、調査、研究等を行う。	【テーマ】性別役割分担意識と進路選択や社会人の学びに関する調査 【調査方法】インターネットによるウェブアンケート調査 【回答者】大阪市在住の20歳～59歳の男女1,200人 調査会社登録モニターにより条件該当者を抽出 【主な調査項目】①固定的な性別役割分担意識について ②これまで自分を取り巻いてきた環境や経験、進路について ③社会人の学習活動について	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ（実施事業者と調整の上、テーマを設定して実施）	市民局
		15	男女共同参画に関する各種統計資料の収集・提供	クレオ大阪情報・図書コーナーにおいて、男女共同参画に関する各種統計資料を収集・整備し、市民へ提供する。	情報・図書コーナーの運営利用人数　22,000人 （中央館：9,200人、子育て館：2,900人、西部館：2,300人、南部館：3,900人、東部館：3,700人）	情報・図書コーナーの利用人数 21,962人（中央館：9,679人、子育て館：3,049人、西部館：2,394人、南部館：3,536人、東部館：3,304人）	②概ね達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
④　男女共同参画の視点からの適切な行政広報・情報発信の推進	・女性の人権、男女共同参画の視点からの適切な広報・情報発信を推進します。	16	「人権の視点からの情報発信の手引き」に基づく取組	「人権の視点からの情報発信の手引き」に基づき、女性の人権差別や固定的性別役割分担意識を助長するような表現をしないよう推進本部をとおして各区・所属に指示する。	各区・所属の全施策において、男女共同参画の視点に配慮することを推進本部を通して指示する。	各区・所属の全施策において、男女共同参画の視点に配慮することを推進本部を通して指示した。	①達成	継続実施予定	令和7年度と同じ	市民局
⑤　男女共同参画の視点をふまえた表現等の推進	・メディアやインターネット、SNS等を通じて流れる様々な情報に対して、女性の人権、男女共同参画の視点から適切な表現かどうか判断する能力や、適切な情報を発信する能力を身につけるよう、メディア・リテラシー向上に向けた啓発を行います。	17	クレオ大阪における講座・セミナーの実施	クレオ大阪における各種講座、セミナーの中で関連する講座、セミナーを開催する。	クレオ大阪各館において、複数回セミナーを実施	情報、メディアに関するセミナーの実施 21回 (中央館：１回、子育て館：3回、西部館：6回、南部館：4回、東部館：7回)	①達成	継続実施予定	令和7年度と同じ	市民局
		18	情報モラル教育の推進	大阪府警察本部等と連携し、安全なインターネット利用やSNSを背景とした犯罪等の被害防止に関する児童生徒、保護者への啓発推進	大阪府警察本部等と連携し、すべての学校において、安全なインターネット利用やSNSを背景とした犯罪等の被害防止に関する児童生徒、保護者への啓発推進	「大阪市ミライサミット」を開催し、小中学校の代表生徒や保護者、警察関係者が参加し、具体的なトラブル回避策やトラブルの対応策について議論した。また、議論内容を各校に周知した。	①達成	引き続き、大阪府警察本部等と連携するとともに、「大阪市ミライサミット」を開催し、児童生徒がインターネット使用に関する注意喚起や啓発を行うとともに、家庭との連携を推進するための取組を充実させる。	令和７年度と同じ	教育委員会事務局
⑥　法令・制度の理解促進	・男女共同参画に関連する法令や大阪市の条例・基本計画等について、市民にわかりやすく、その内容について広報・周知に努めます。	19	情報誌クレオ、クレオ大阪ＨＰ等を活用した情報発信	情報誌クレオ、クレオ大阪ＨＰ等を活用して関連する内容の情報発信を行う。	情報誌クレオの発行	情報誌クレオの発行、ホームページ・各種SNSでの情報発信を実施した	①達成	継続実施予定	令和7年度と同じ	市民局
		20	各種の広報媒体を活用した情報発信	ホームページやフェイスブックなどのＳＮＳや、区広報紙等への掲載により関連する内容について、効果的な情報発信を行う。	各種媒体を用いて、広報周知を行う。	各種広報媒体を用いて、適宜、広報周知を行った。	①達成	継続実施予定	令和7年度と同じ	市民局

(2) 男性・女性の意識改革の促進

具体的取組		No.	事業等名称	事業概要	令和７年度目標値	令和７年度事業実績	自己評価	今後の方向性等	令和８年度事業概要	所管所属
①　固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発	・男女の固定的な性別役割分担意識の解消に向け、様々な広報媒体や機会を活用して、啓発を実施します。	21	総合的な人権行政・施策の推進	「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、人権行政の道しるべとして策定している「人権が尊重されるまち」指標について、男女共同参画を含め指標内容及び項目を定期的に見直し、適宜改訂し公表するとともに、当該指標の概要版を作成、配布することで、市民向け啓発を行う。	・「人権が尊重されるまち」指標 300部作成 ・「人権が尊重されるまち」指標（概要版） 5,000部作成 ・「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション」（概要版） 5,000部作成	・「人権が尊重されるまち」指標 300部作成 ・「人権が尊重されるまち」指標（概要版） 5,000部作成 ・「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション」（概要版） 5,000部作成	①達成	-	令和８年度中（予定）の「大阪市人権行政推進計画」改定に伴い、令和７年度まで人権行政の道しるべとして策定していた「人権が尊重されるまち」指標についても、構成等を含めて改訂することを予定している。 男女共同参画を含め項目や構成を見直し、様々な人権課題の取組をまとめた改訂後の冊子を、「大阪市人権行政推進計画」改定と合わせ公表することで、市民向け啓発	市民局
		22	女性活躍推進情報発信事業（再掲）	「女性活躍リーディングカンパニー」の情報や、講座・イベント等の情報、企業や地域等で活躍する女性ロールモデルの紹介など、女性活躍に関する様々な情報について、専用サイト「きらめく女性の応援ひろば～未来へレディGo！～」及び各種SNSで発信する。（再掲）	女性活躍推進ポータルサイト閲覧数：95,000件以上 地域で活躍するロールモデルの発信件数：7例以上	○女性活躍推進ポータルサイト閲覧数：100,481件 ○地域で活躍している女性の活動事例等の情報（7例） ○専用サイト及びSNSで発信 ・女性活躍リーディングカンパニーの情報や、講座・イベント等 ・女性活躍に関するコンテンツ（19本）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		23	仕事と家庭の両立に向けた啓発事業（再掲）	男性の家事・育児等への参画、女性のキャリアアップ等への支援を図るため、企業の経営管理者層や広く男性・女性等を対象に、固定的な性別役割分担意識や性差に関するアンコンシャスバイアスの解消等に向けたセミナー等を実施する。（再掲）	両立支援講座の参加者アンケートで、家事・育児は夫婦が共に担うべきと回答した割合：80%以上	○両立支援講座の参加者アンケートで、家事・育児は夫婦が共に担うべきと回答した割合：97.2% ○ セミナー等5回 ・テーマ：男性育休取得をめざすセミナー ～男性育休取得を実現！その方法とメリット～ ・テーマ：就活生の本音を知る座談会 ～採用力向上セミナー＆座談会～就活のウワサ話ウソ？ホント？仕事選びの本音とは ・テーマ：アンコンシャスバイアスセミナー ～企業相談の専門家が教える職場の人間関係を良くするポイント ・テーマ：女性の健康問題への理解促進セミナー ～職場のみんなで学ぼう～まずは知ることが取組の第一歩！女性の健康問題とは？ ・テーマ：ステップアップ、スキルアップに役立つセミナー ～女性のキャリアとスキルアップのつくり方― 学びを「強み」に変えるヒント	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		24	ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間（再掲）	行政（大阪労働局・大阪府・大阪市等）、経済団体、労働団体、金融機関等で構成する「大阪働き方改革推進会議」のもと、「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」において、大阪女性きらめき応援会議と協働して仕事と生活の調和推進（ワーク・ライフ・バランス）に向けた取組を進める。（再掲）	啓発取組回数：18回以上	○ワーク・ライフ・バランス推進の取組み（啓発取組回数：20回） ・広報啓発 市HP更新、市民局Facebook配信、女性活躍推進ポータルサイトへの 啓発記事掲載、PTA会報誌へのロゴ掲載、本市職員への周知メール、 関係施設等へのチラシ配布、関係団体等を通じた周知 ・セミナー ～職場のみんなで学ぼう～まずは知ることが取組の第一歩！女性の健 康問題とは？ 働く女性の仕事力アップ！～AIで磨く、私らしい働き方～ 産後のパパにできること～育児と家事とパートナーに向き合う心構え～ 男は仕事？”手放すと楽になる”働き方改革 育休復帰準備セミナー～わが家の共働き・共育てスタイルを見つけよう！～ プレパパ応援！パパのための出産準備講座	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		25	情報誌クレオ、クレオ大阪ＨＰ等を活用した情報発信	情報誌クレオ、クレオ大阪ＨＰ等を活用して関連する内容の情報発信を行う。	情報誌クレオの発行	情報誌クレオの発行、ホームページ・各種SNSでの情報発信を実施した。	①達成	継続実施予定	令和7年度と同じ	市民局
		26	各種の広報媒体を活用した情報発信	ホームページやフェイスブックなどのＳＮＳや、区広報紙等への掲載により関連する内容について、効果的な情報発信を行う。	各種媒体を用いて、広報周知を行う。	各種広報媒体を用いて、適宜、広報周知を行った。	①達成	継続実施予定	令和7年度と同じ	市民局
②　男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	・男性が仕事と両立しながら家事や育児・介護、地域活動を行うことが社会的に評価されることをアピールします。 ・家事・育児・介護等に男性も積極的に参画するよう、男女共同参画センターの事業や地域のイベント等を通して啓発に取り組みます。 ・男性自身の意識だけではなく、家族、地域、職場等の周囲の理解を深め、男性が家事や育児、介護等の活動に前向きに参画できるよう必要な広報・啓発等を行います。	27	女性活躍推進情報発信事業（再掲）	「女性活躍リーディングカンパニー」の情報や、講座・イベント等の情報、企業や地域等で活躍する女性ロールモデルの紹介など、女性活躍に関する様々な情報について、専用サイト「きらめく女性の応援ひろば～未来へレディGo！～」及び各種SNSで発信する。（再掲）	女性活躍推進ポータルサイト閲覧数：95,000件以上 地域で活躍するロールモデルの発信件数：7例以上	○女性活躍推進ポータルサイト閲覧数：100,481件 ○地域で活躍している女性の活動事例等の情報（7例） ○専用サイト及びSNSで発信 ・女性活躍リーディングカンパニーの情報や、講座・イベント等 ・女性活躍に関するコンテンツ（19本）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		28	仕事と家庭の両立に向けた啓発事業（再掲）	男性の家事・育児等への参画、女性のキャリアアップ等への支援を図るため、企業の経営管理者層や広く男性・女性等を対象に、固定的な性別役割分担意識や性差に関するアンコンシャスバイアスの解消等に向けたセミナー等を実施する。（再掲）	両立支援講座の参加者アンケートで、家事・育児は夫婦が共に担うべきと回答した割合：80%以上	○両立支援講座の参加者アンケートで、家事・育児は夫婦が共に担うべきと回答した割合：97.2% ○ セミナー等5回 ・テーマ：男性育休取得をめざすセミナー ～男性育休取得を実現！その方法とメリット～ ・テーマ：就活生の本音を知る座談会 ～採用力向上セミナー＆座談会～就活のウワサ話ウソ？ホント？仕事選びの本音とは ・テーマ：アンコンシャスバイアスセミナー ～企業相談の専門家が教える職場の人間関係を良くするポイント ・テーマ：女性の健康問題への理解促進セミナー ～職場のみんなで学ぼう～まずは知ることが取組の第一歩！女性の健康問題とは？ ・テーマ：ステップアップ、スキルアップに役立つセミナー ～女性のキャリアとスキルアップのつくり方― 学びを「強み」に変えるヒント	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
		29	情報誌クレオ、クレオ大阪ＨＰ等を活用した情報発信	情報誌クレオ、クレオ大阪ＨＰ等を活用して関連する内容の情報発信を行う。	情報誌クレオの発行	情報誌クレオの発行、ホームページ・各種SNSでの情報発信を実施した。	①達成	継続実施予定	令和7年度と同じ	市民局
		30	各種の広報媒体を活用した情報発信	ホームページやフェイスブックなどのＳＮＳや、区広報紙等への掲載により関連する内容について、効果的な情報発信を行う。	各種媒体を用いて、広報周知を行う。	各種広報媒体を用いて、適宜、広報周知を行った。	①達成	継続実施予定	令和7年度と同じ	市民局

(3) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

具体的取組		No.	事業等名称	事業概要	令和７年度目標値	令和７年度事業実績	自己評価	今後の方向性等	令和８年度事業概要	所管所属
①　多様な生き方・働き方を学び可能性を広げる学習機会の提供	・小中学校において、職業観・勤労観等を育成するキャリア教育を進めます。 ・一人ひとりの個性と能力の発揮に向けて、男女共同参画の視点に立った進路指導・生徒指導を実施します。 ・自立に向けた様々な体験を重ね、こどもが「生きる力」の基礎を身につけるよう取り組みます。 ・理工系分野等女性の参画が進んでいない分野においても活躍の機会があることへの理解を深めるため、男女にかかわらず、幼いころから科学技術の魅力に接する機会を提供するなどの取組を実施します。	31	キャリア教育推進事業（小中学校）	小学校及び義務教育学校前期課程では職業講話・職場見学等、中学校及び義務教育学校後期課程においては職場体験学習等を実施する。中学校及び義務教育学校後期課程の職場体験学習に係る賠償責任保険の保険料を支援する。	・キャリア教育研修の実施 ・職業講話や職業見学等の実施　100% ・職業講話や職場体験学習の実施　100% ・体系的な「キャリア学習」に取り組むための年間指導計画作成の指導（全小中学校及び義務教育学校）	・キャリア教育研修　２回実施 ・職業講話や職業見学等の実施　86.3% ・職業講話や職場体験学習の実施　96.9% ・体系的な「キャリア学習」に取り組むための年間指導計画作成の指導を全小中学校及び義務教育学校にて実施	②概ね達成	・小学校及び義務教育学校前期課程から中学校及び義務教育学校後期課程の各段階にキャリア教育を適切に位置付け、PTAや地域の人材活用に加え、大阪市総合教育センターにおいて多様な大学や企業と連携する仕組みとして運営している「OEN」の活用や、関西キャリア教育支援協議会等の関係機関と密接に連携し、より効率的・効果的なキャリア教育の推進を図る。	令和７年度と同じ	教育委員会事務局
		32	クレオ大阪における講座・セミナーの実施	クレオ大阪における各種講座、セミナーの中で関連する講座、セミナーを開催する。	クレオ大阪各館において、複数回セミナーを実施	こども（児童）を対象にしたセミナーの実施　21回 （中央館：4回、子育て館：7回、西部館：5回、南部館：3回、東部館：2回）				市民局
		33	こども　夢・創造プロジェクト事業	企業や大学、専門学校などと協働で、こども達が憧れる人物や大阪が誇る文化や産業の担い手から学ぶ機会を提供する体験プログラムを実施する。	・事業数　計15事業 ・参加人数　263人	・事業数　計15事業 ・参加人数　247人	②概ね達成	引き続き、現行の形式で事業を実施。	・事業数　計15事業、参加人数　252人で実施	こども青少年局

②　就職前の若者に対する意識啓発	・これから就職しようとする若者に対し、多様な働き方や仕事と家庭を両立することの意義等について考えてもらう機会を提供し、自分にあった生き方、働き方を主体的に選択していくような意識啓発の取組を実施します。	34	女性活躍リーディングカンパニー認証企業と大学生等の意見交換・情報交流機会の提供	企業の女性の活躍推進の取組について、大学生や求職者等の関心を高めるとともに、企業が取組の重要性を再認識する契機となるよう、認証企業と大学生等が働き方について意見交換・情報交流を行う機会を提供する。	－	女性活躍リーディングカンパニー認証企業と大学生等の意見交換・情報交流機会を開催 ・認証企業による出張授業（7月5日） ・大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証企業から知る企業の取組と魅力（全4回：11月11日、18日、25日、12月9日）	①達成	継続実施予定	令和7年度と同じ	市民局
③　生涯学習の機会の充実	・生涯にわたり男女がともに個性と能力を発揮し、多様な働き方を選択ができるよう、生涯学習関連施設において、キャリアアップ等に向けた様々な学習機会を提供します。	35	生涯学習ルーム事業	地域住民に身近な小学校の特別教室等を活用し、講習・講座の開催や自主的な文化・学習活動の場や交流の場を提供して、地域の人々の学習機会の充実を図り、あわせて地域のコミュニティづくりに寄与することを目的として実施する。また生涯学習推進員に対しては、研修を通じて生涯学習施策の動向についての理解促進や活動の活性化を図り、各連絡会議の開催をとおして、事業の継続・充実を図る。	・24区で生涯学習ルーム事業の実施。 ・生涯学習推進員研修等の実施 ・区役所の生涯学習担当者を対象とした連絡会議3回以上 ・各区の生涯学習推進員を対象とした連絡会議10回	・24区で生涯学習ルーム事業の実施。 ・生涯学習推進員研修等の実施 ・区役所の生涯学習担当者を対象とした連絡会議　５回 ・各区の生涯学習推進員を対象とした連絡会議10回	①達成	ー	令和７年度と同じ	教育委員会事務局
		36	レファレンス（調査相談）・情報サービス・情報発信機能の拡充、課題解決支援（情報検索支援）	地域の情報活用基盤として、知識創造型図書館の機能充実をめざすとともに、地域の多種多様な課題解決に向けた情報収集・学習拠点として、学校、区役所等地域施設、団体など多様なセクターを支援する。	・ビジネス講座の継続開催 ・OMLIS（利用者用検索端末）利用促進 ・国立国会図書館レファレンス協同データベース事業へのレファレンス事例公開件数1660件 ・横断検索（他機関の所蔵一括検索）の利用促進	・ビジネス講座開催回数　4回、参加者数　116人 ・OMLIS（利用者用検索端末）使い方講座の開催　13回 ・国立国会図書館レファレンス協同データベース事業へのレファレンス事例公開件数(調べ方マニュアル・特別コレクションの件数を含む)1,682件 ・OMLINサーチのアクセス件数138,618件	①達成	―	令和7年度と同じ	教育委員会事務局

■基本的方向８　防災・復興における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進

具体的取組		No.	事業等名称	事業概要	令和７年度目標値	令和７年度事業実績	自己評価	今後の方向性等	令和８年度事業概要	所管所属
①　市地域防災計画における女性の参画拡大	・大阪市防災会議における女性委員の比率を高めていきます。	1	大阪市防災会議の運営	自衛隊・府職員・府警・市職員・学識経験者等により構成する「大阪市防災会議」を運営し、主に、各防災機関における防災活動の根幹となる「大阪市地域防災計画」の更新を行う。	防災会議委員の女性比率について、数値目標は定めていない。 （防災会議委員については、特定の団体等の要職に就任いただく場合がほとんどであるため。）	令和８年３月８日時点で約20%の女性委員を確保した。 （令和８年３月８日時点　防災会議委員46名中９名が女性委員）	①達成	令和７年度中の働きかけにより、新たな任期である令和８年６月以降の女性委員割合は30%以上を達成する見込みとなった。今年度も継続して働きかけを強化していきたい。	令和７年度に同じ	危機管理室
②　地域防災活動への女性の参画	・地域防災活動、特に避難所運営などに女性の視点を入れることや、そのためには女性の参画が必要であることなどについて、地域を対象としたセミナーや防災訓練等の場を通じて情報提供・啓発を実施します。 ・地域防災活動の企画・実施に中心的な役割を果たす担い手としての女性の参画の重要性について啓発を行います。 ・女性を含めた防災士や防災リーダーの育成を推進するとともに、大学と連携した防災講座への参加を促進します。	2	地域防災活動への女性の参画に向けた取組み	地域防災リーダーへの女性の参画促進等 【東淀川区】【西成区】 令和３年度と同じ 【生野区】 地域と連携しながら防災への女性参画を促進し、避難所運営等に反映していく。 【住吉区】 各種訓練、研修の実施及び地域への働きかけにより地域防災リーダーへの女性参画を促進する。 また、引き続き、大阪市「避難所開設・運営ガイドライン」に記載されている女性の視点を踏まえた避難所運営に関する内容を実現するにあたり、防災専門会議において議論し、避難所運営委員会には女性をはじめとした多様なメンバーを含めるとともに、総合防災訓練においては女性をはじめとする多様なニーズを反映した避難所運営に向けた訓練を実施する。	地域防災リーダーへの女性の参画促進等	・地域防災リーダーの選任を依頼する際に地域へ積極的な選出を依頼した。令和６年度の地域防災リーダー３７２名中女性は７６名。（昨年度から３名減　女性の割合２０．４％） ・区内各地域において防災訓練等の際に地域防災リーダーによる可搬式ポンプの実演を実施。	①達成	平時の防災活動や災害時には、女性の視点が重要であるため、引き続き防災リーダー選任に際し、地域へ積極的に選任していただくよう依頼する。	令和7年度と同じ	淀川区
		3			・地域防災リーダー隊長連絡会(1回) ・各地域での防災訓練・学習会については、女性の地域防災リーダーの比率が高まるよう前年度以上の実施を目指し、引き続き支援等に取り組む。	・地域防災リーダー隊長連絡会（1回） ・各地域での防災訓練・学習会（40回） ※訓練12回、学習会28回 ※毎年度、上記の取組等を通じて、啓発等を行うことにより、年々、女性の地域防災リーダーの比率は高まってきている。	②概ね達成	-	令和７年度と同じ	東淀川区
		4			–	地域防災リーダー研修会及び地域女性団体協議会理事会において、女性参画の必要性について説明	①達成	引き続き地域防災リーダー研修時や地域防災連絡会の場などで女性参画の必要性を説明する	地域防災リーダー研修会：令和８年６月６日・８日・14日・20日	鶴見区
		5			【住吉区】 ▶　各種訓練、研修の実施及び地域への働きかけにより地域防災リーダーへの女性参画を促進する。 ・地域防災リーダーに対する研修会の実施（１回） ・各地域における避難所開設訓練や総合防災訓練の実施（各１回） ・各地域に対して積極的に女性の地域防災リーダーを推薦していただくよう働きかけの実施（通年） ▶　地域の女性を対象に女性視点を踏まえた避難所環境に関する研修を実施する。（３回）	【住吉区】 ▶　地域防災リーダーに対する研修会（防災講話、実技研修）の実施 ・内容：防災講話（地域防災リーダーの役割）　実技研修（可搬式ポンプや応急救助の実技演習等） ▶　令和７年10月～11月にかけて各地域における避難所運営模擬訓練の実施や、令和７年11月８日（土）に総合防災訓練を実施。 ▶　令和６年度に引き続き、大阪市「避難所開設・運営ガイドライン」に記載されている女性の視点を踏まえた避難所運営に関する内容を実現するにあたり、多様なニーズを反映するため、防災専門会議において議論し、避難所運営委員会には女性をはじめとした多様なメンバーを含め、令和７年度総合防災訓練においても女性の視点を踏まえた避難所運営を行った。 ▶　令和７年３月時点の地域防災リーダー全体における女性の割合は約13%（282名中37名）と低いため、次回の改選（令和８年４月）の際に積極的に女性の地域防災リーダーを推薦していただくよう働きかけを行った。 ▶　地域の女性を対象とした女性や子どもに配慮した避難所環境に関する研修を実施した。（８回）	①達成	【住吉区】 ▶　令和８年４月の地域防災リーダー改選後における女性の割合は約14%（274名中39名）と、微増したものの依然として割合は低いため、引き続き、地域に対して次回の改選（令和10年４月）の際に積極的に女性の地域防災リーダーを推薦していただくよう働きかけを行う。 ▶　引き続き、防災専門会議での議論や各種訓練、地域の女性を対象とした研修等の実施により、女性の視点を踏まえた避難所環境の整備や運営を推進する。	【住吉区】 令和７年度と同じ。	住吉区
		6			名簿更新時や防災訓練打ち合わせ等で各地域へ女性の積極的な登用を依頼 防災講話や地域防災リーダー・女性防火クラブ研修、災害救助部長・地域防災リーダー隊長・女性防火クラブ推進委員合同会議で防災活動への女性参画の必要性を啓発	名簿更新時や防災訓練打ち合わせ等で各地域へ女性の積極的な登用を依頼 防災講話や地域防災リーダー・女性防火クラブ研修、災害救助部長・地域防災リーダー隊長・女性防火クラブ推進委員合同会議で防災活動への女性参画の必要性を啓発	①達成	—	令和７年度と同じ	東住吉区
		7			地域防災訓練の実施(16回程度) 防災アドバンスト講習会の実施(2回程度) 地域防災リーダーと連携した区内の小中学校防災授業の実施(5回程度) 防災出前講座の実施(3回程度)	地域防災訓練の実施(15地域で18回実施) 防災アドバンスト講習会の実施(2回実施) 地域防災リーダーと連携した区内の小中学校防災授業の実施(８地域で５回実施) 防災出前講座の実施(10地域で14回実施) 防災訓練等を通じて、地域防災活動において女性の視点を入れることや、女性参画の必要性について、情報提供・啓発を実施した。	①達成	-	令和7年度と同じ 目標値 地域防災訓練の実施(16回程度) 防災アドバンスト講習会の実施(2回程度) 地域防災リーダーと連携した区内の小中学校防災授業の実施(5回程度) 防災出前講座の実施(3回程度)	西成区
		8	地域防災活動への女性の参画に向けた取組み	各区へ対し単に報告を求めるだけではなく、当室からも好事例の情報提供を積極的に行うなど、本件取り組みのさらなる推進に努める。	地域の自主防災組織等向け出張講座を３回（１回/月×１～３月）開催	地域の自主防災組織等向け出張講座を２回開催 （R8.3.11及び3.17） ※３団体より申し込みがあり、全件実施予定であったが、うち １件については相手方の都合によりキャンセルとなった。	②概ね達成	令和７年度より事業を開始した「地域の自主防災組織等向け出張講座」（地域防災女性ファシリテーターによる防災についての出張型講座）の開催期間を通年に拡充するとともに、次年度以降の開催へ向け、受講者アンケート等を踏まえたニーズに応じた講座内容の企画立案を行う。	「地域の自主防災組織等向け出張講座」（地域防災女性ファシリテーターによる防災についての出張型講座）の実施期間を令和８年７月から９年２月までに拡充し、実施する。	危機管理室
		9	大阪公立大学「防災士養成研修プログラム」募集案内	大阪公立大学と連携し、全区を対象とした募集の実施	各地域に対し、周知を行い、機会をつくる。	事業主体は、大阪公立大学。 当課は、各地域の防災リーダー隊長等に、各地域の方に参加を呼びかけるように情報提供を行った。	①達成	今後も引き続き、各地域に対し、情報提供を行う。	今年度も事業主体は、大阪公立大学。 当課は、各地域の防災リーダー隊長等に、各地域の方に参加を呼びかけるように情報提供を行う。	旭区役所
		10			地域防災リーダー隊長を通じて、資格取得済の地域防災リーダーを除く地域防災リーダーに講座受講を啓発	地域防災リーダー隊長を通じて、資格取得済の地域防災リーダーを除く地域防災リーダーに講座受講を啓発	①達成	—	令和７年度と同じ	東住吉区
		11	地域防災リーダーの女性の参画	地域防災リーダーがそれぞれの地域の特性や想定される災害を理解し、効果的な自主防災活動を展開できるように防災学習や技術訓練などの研修をする。 女性登録者率19.0% （女性登録者1782人/全登録者9363人　令和３年４月１日現在）	地域防災リーダーの女性の参画	女性受講者受講率 ・アドバンストコース15.0% （女性受講者400人/全受講者2658人） ・指導者講習会7.0% （女性受講者7人/全受講者99人）	①達成	-	令和７年度と同じ	消防局
		12	クレオ大阪における講座・セミナーの実施	クレオ大阪における各種講座、セミナーの中で関連する講座、セミナーを開催する。	クレオ大阪各館において、複数回セミナーを実施	・防災に関するセミナーの実施20回（中央館：５回、子育て館：5回、西部館：３回、南部館：3回、東部館：4回）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
③　男女共同参画センターを活用した地域防災の取組の強化	・平時からの地域の防災を担う女性の人材育成の重要性や男女共同参画の視点をふまえた防災・減災の必要性について啓発を行います。 ・避難所での女性に配慮した対応等にかかる相談窓口の設置など、男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域防災について担うべき役割や取組についての検討を踏まえて、センターが災害時に果たす機能の充実を図ります。	13	クレオ大阪における講座・セミナーの実施(再掲)	クレオ大阪における各種講座、セミナーの中で関連する講座、セミナーを開催する。	クレオ大阪各館において、複数回セミナーを実施	・防災に関するセミナーの実施20回（中央館：５回、子育て館：5回、西部館：３回、南部館：3回、東部館：4回）	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局

■基本的方向９　国際社会と協調した多様性に富んだ取組の推進

(1) 男女共同参画にかかる国際的取組の情報発信

具体的取組	No.	事業等名称	事業概要	令和７年度目標値	令和７年度事業実績	自己評価	今後の方向性等	令和８年度事業概要	所管所属
・男女共同参画に関する海外の動向や各国の取組等の情報を収集し、わかりやすく市民へ情報発信します。 ・世界女性会議や国際女性デー、SDGsなどの国際的な取組の紹介、情報発信を行うなど、国際協調のもと男女共同参画の取組を進めます。	1	各種の広報媒体を活用した情報発信	ホームページやフェイスブックなどのＳＮＳや、区広報紙等への掲載により関連する内容について、効果的な情報発信を行う。	—	各種広報媒体を用いて適宜、広報周知を行った。	①達成	継続実施予定	令和7年度と同じ	市民局
	2	クレオ大阪における講座・セミナーの実施	クレオ大阪における各種講座、セミナーの中で関連する講座、セミナーを開催する。	クレオ大阪各館において、複数回セミナーを実施	SDGsについてのセミナーの実施　６回（中央館：3回、子育て館：0回、西部館：３回、南部館：0回、東部館：0回）	①達成	継続実施予定	令和7年度と同じ	市民局
	3	SDGsの普及啓発	SDGsについて、それぞれの目標を知り、学びを深める きっかけになる講座、図書展示等のほか、各事業広報時に該当する目標のアイコンを掲載し、SDGsの普及啓発に努める。	・SDGsに関するイベント・図書展示の継続開催 ・各事業広報時に該当する目標のアイコンを掲載	・SDGsに関する図書展示　11回 ・各事業広報時に該当する目標のアイコンを掲載	①達成	—	令和7年度と同じ	教育委員会事務局

(2) 多文化共生の視点を踏まえた女性への支援

具体的取組	No.	事業等名称	事業概要	令和７年度目標値	令和７年度事業実績	自己評価	今後の方向性等	令和８年度事業概要	所管所属
・言語の違いなどにより、女性がさらに社会的に不利な立場となることのないよう、生活に密着した日本語学習支援等を実施します。 ・外国人に対し、多言語での生活支援や相談窓口の情報提供を行います。	4	外国籍住民相談窓口の開設 ①市政・区政相談 ②法律相談の実施	①市政・区政相談 （市役所市民相談室、各区役所） 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 ※　相談日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までである場合は実施しない。 （大阪国際交流センター） 月曜日～金曜日　：　午前9時～午後7時 土曜日、日曜日、祝日　：　午前9時～午後5時30分 ※　相談日が12月29日から翌年の1月3日までである場合は実施しない。 場所…大阪国際交流センター 方法…来訪、電話、メール 対応言語…英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語（火・水・木のみ） ②法律相談の実施 （第1・第3水曜日） 毎　月　第1水曜日　　午後1時～午後4時 偶数月　第3水曜日　　午後5時～午後8時 奇数月　第3水曜日　　午後1時～午後4時 場所…大阪国際交流センター 方法…面談,電話,オンライン（予約制） 対応言語…英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語 ③ビザ相談の実施 行政書士：第２水曜日　午後１時～午後４時、 第４水曜日　午後５時～午後８時 入管相談：第３火曜日　午後１時～午後４時	—	①市政・区政相談 （市役所市民相談室、各区役所） 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 ※　相談日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までである場合は実施しない。 相談件数：市政相談３件、区政相談30件	①達成	継続実施予定	令和７年度と同じ	市民局
	5			—	①市政・区政相談 （市役所市民相談室、各区役所） 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 ※　相談日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までである場合は実施しない。 （大阪国際交流センター） 月曜日～金曜日　：　午前9時～午後7時 土曜日、日曜日、祝日　：　午前9時～午後5時30分 ※　相談日が12月29日から翌年の1月3日までである場合は実施しない。 場所…大阪国際交流センター 方法…来訪、電話、メール 対応言語…英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語（火・水・木のみ） ②法律相談の実施 （第1・第3水曜日） 毎　月　第1水曜日　　午後1時～午後4時 偶数月　第3水曜日　　午後5時～午後8時 奇数月　第3水曜日　　午後1時～午後4時 場所…大阪国際交流センター 方法…面談,電話,オンライン（予約制） 対応言語…英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語 ③ビザ相談の実施 行政書士：第２水曜日　午後１時～午後４時、 第４水曜日　午後５時～午後８時 入管相談：第３火曜日　午後１時～午後４時	①達成	継続実施予定	①市政・区政相談 （市役所市民相談室、各区役所） 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 ※　相談日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までである場合は実施しない。 （大阪国際交流センター　（R8.5.18～R9.3月末まで）） 月曜日～木曜日、土曜日：午前9時～午後5時30分 金曜日：午前9時～午後7時 ※　相談日が12月29日から翌年の1月3日までである場合は実施しない。 場所…大阪国際交流センター 方法…来訪、電話、メール 対応言語…英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語（火・水・木のみ） ②法律相談の実施 （第1・第3水曜日） 毎　月　第1水曜日　　午後1時～午後4時 偶数月　第3水曜日　　午後5時～午後8時 奇数月　第3水曜日　　午後1時～午後4時 場所…大阪国際交流センター 方法…面談,電話,オンライン（予約制） 対応言語…英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語 ③ビザ相談の実施 行政書士：第２水曜日　午後1時～午後4時、 第４水曜日　午後5時～午後8時 入管相談：第３木曜日　午後1時～午後4時	各区 経済戦略局
	6	インフォメーションセンター「外国人のための相談窓口」の運営	（公財）大阪国際交流センターによる交付金事業として、外国人住民が安心して暮らせるように、市政に関する相談や、在留資格、労働、医療、福祉、教育などの生活についての情報提供・相談、専門相談機関の紹介を多言語で行う。また、弁護士による法律相談や行政書士、入管職員によるビザ相談などの専門相談も行う。 対応言語…英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語（火・水・木のみ）	3,400件	4,206件	①達成	継続実施予定	（公財）大阪国際交流センターによる交付金事業として、外国人住民が安心して暮らせるように、市政に関する相談や、在留資格、労働、医療、福祉、教育などの生活についての情報提供・相談、専門相談機関の紹介を多言語で行う。また、弁護士による法律相談や行政書士、入管職員によるビザ相談などの専門相談も行う。 対応言語…英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語（火・水・木のみ）	経済戦略局
	7	多文化共生事業	（公財）大阪国際交流センターによる交付金事業として、外国人が暮らしやすい地域づくりに資する事業を行い、多言語による生活支援や日本語学習支援などを実施する。 また、国際化の担い手の育成に資する事業を行い、国際化の担い手として活躍できるボランティアの育成や市民の国際交流・国際協力・多文化共生意識の醸成を行う。 日本語学習支援では、令和５年12月に策定された「大阪市識字・日本語教育基本方針」に従い、入門・初級者対象の「オンライン日本語教室」「生活日本語コース」を拡充し実施するとともに、ダイレクト（母国で中学校の課程を修了して来日し日本での高校進学をめざす子ども）が日本語を体系的に学べるよう、日本語教育有資格者によるダイレクト対象日本語教室「みらい」も実施する。 また、大阪のまちの国際化や魅力向上のため、国際的な視点・能力をもつ留学生が、ボランティア及び主体的にイベント等の企画や運営に携わることのできるプログラムを実施し、留学生のキャリアアップにつなげるとともに、地域への愛着を醸成することで、地域で活躍する国際人材としての育成・定着を図る「外国人留学生との連携拡大事業」を行う。 担い手育成では、当財団事業だけではなく、大阪市内各所で運営されている地域の識字・日本語教室でも活躍する日本語学習支援ボランティアの育成を行い、地域の日本語教室とも平時や災害時に連携できる体制を構築する「日本語事業活動支援ボランティア研修会」を行う。 また、災害時に外国人が災害弱者とならないよう、引き続き市・区や近畿地域国際化協会等と連携しボランティアの育成、共有等、支援の仕組みづくりを進める。また、外国人住民に対しては、防災教室の実施だけでなく、災害多言語支援センターホームページの内容を充実し、広く周知することで、平時からの活用を促すとともに、防災ガイドの改訂などにより、外国人住民の防災意識の向上につなげる。	・「一日インフォメーションサービス」 来場者アンケート（満足度）90%以上及び相談件数165件以上 ・「オンライン日本語教室」 参加者アンケート（満足度）90%以上及び開催回数160回 ・「ダイレクト向け日本語・学習支援「こどもひろば」」 参加者アンケート（満足度）90%以上及び開催回数70回以上 ・「ダイレクト対象日本語教室「みらい」」 アンケート（満足度）90%以上及び開催回数96回以上 ・「生活日本語コース」 来場者アンケート（満足度）90%以上及び開催回数3クール27クラス以上 ・「仕事のための実践日本語」 参加者アンケート（満足度）90%以上及び開催回数3クール45クラス以上 ・「災害時外国人支援ネットワーク整備」 災害時外国人支援登録ボランティア数100人/市関係局会議及び各区との連携会議4回以 ・「留学生情報HP＆留学生国際交流サポーター」 メールマガジン（文化体験や施設見学等SNS含む）情報発信件数　40回 ・「外国人留学生との連携及び起業支援事業」 参加者アンケート（満足度）90%以上。（協働ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ）開催回数20件以上・のべ20名以上、将来的な定着の意向に関するアンケート（将来的な大阪への定着の意向）50%以上 ・「ボランティアバンク運営」 のべ年間活動者数2,500名 ・「地域の国際化人材養成講座」 参加者アンケート満足度90%以上及び開催回数8回 ・「日本語事業活動支援ボランティア研修会」 参加者アンケート（満足度）90%以上及び開催回数5回以上 ・「多文化共生社会を担う外国人住民サポート事業」 外国人によるプログラム提供数30件以上／プログラム提供外国人数25名以上 ・「大学等との連携事業」 インターンシップ受入れ人数のべ100名 ・「国際交流促進事業共催・支援」 共催件数20件以上、後援名義件数15件以上 ・「NPO等とのネットワーク連携事業」 ネットワーク参加団体数（国際交流関係機関（ＮＰＯ・ＮＧＯ等））　21団体	・「一日インフォメーションサービス」 来場者アンケート（満足度）95%、相談件数241件 ・「オンライン日本語教室」 参加者アンケート（満足度）100%、開催回数160回 ・「ダイレクト向け日本語・学習支援「こどもひろば」」 参加者アンケート（満足度）100%、開催回数73回 ・「ダイレクト対象日本語教室「みらい」」 アンケート（満足度）100%、開催回数120回 ・「生活日本語コース」 アンケート（満足度）98%、開催回数3クール27クラス ・「仕事のための実践日本語」 参加者アンケート（満足度）95%、開催回数3クール45クラス ・「災害時外国人支援ネットワーク整備」 災害時外国人支援登録ボランティア数151人/市関係局会議及び各区との連携会議4回 ・「留学生情報HP＆留学生国際交流サポーター」 情報発信件数　51回 ・「外国人留学生との連携拡大及び起業支援事業」 参加者アンケート（満足度）100%。（協働ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ）開催回数20件・のべ32名以上、将来的な定着の意向に関するアンケート　94% ・「ボランティアバンク運営」 のべ年間活動者数2,635名 ・「地域の国際化人材養成講座」 参加者アンケート(満足度)93%、開催回数9回 ・「日本語事業活動支援ボランティア研修会」 参加者アンケート（満足度）98%、開催回数5回 ・「多文化共生社会を担う外国人住民サポート事業」 外国人によるプログラム提供数30件／プログラム提供外国人数70名 ・「大学等との連携事業」 インターンシップ受入れ人数のべ292名 ・「国際交流促進事業共催・支援」 共催件数19件、後援名義件数14件 ・「NPO等とのネットワーク連携事業」 こども支援NW　17団体、国際交流協会NW　11団体	②概ね達成	継続実施予定	（公財）大阪国際交流センターによる交付金事業として、外国人が暮らしやすい地域づくりに資する事業を行い、多言語による情報提供・相談対応や日本語学習支援などを実施する。 日本語学習支援では、令和５年12月に策定された「大阪市識字・日本語教育基本方針」に従い、入門・基礎レベル対象の「オンライン日本語教室」「生活日本語コース」を拡充し実施するとともに、ダイレクト（母国で中学校の課程を修了して来日し日本での高校進学をめざす子ども）が日本語を体系的に学べるよう、日本語教育有資格者によるダイレクト対象日本語教室「みらい」も引き続き実施する。 また、国際化の担い手の育成に資する事業を行い、国際化の担い手として活躍できるボランティアの育成や市民の国際交流・国際協力・多文化共生意識の醸成を行う。 担い手育成では、「日本語事業活動支援ボランティア研修会」を行い、当財団事業だけではなく、大阪市内各所で運営されている地域の識字・日本語教室でも活躍する日本語学習支援ボランティアの育成を行い、地域の教室での担い手不足に対応する。 また、災害時に外国人が災害弱者とならないよう、引き続き各区や関係部局と連携した連絡会議等で議論を進めるとともに、近畿地域国際化協会等と連携しボランティアの育成、共有等、支援の仕組みづくりを進める。大阪市各区において災害時にいち早く外国人被災者支援を行うため、令和7年度末に立ち上げた災害時外国人支援ボランティアチームで体制構築に向けた意見交換も進める。	経済戦略局
	8	多文化サービスの展開	外国語を母語とする子どもたちや日本語を習熟していない人への図書館サービスの提供とホームページ等を活用した広報の充実を図る。	・外国資料の充実 ・外国語の絵本等を活用した行事の実施 ・日本語に習熟していない人のための図書館案内の充実 ・電子書籍(外国語・日本語学習用図書)の利用促進 ・学校等に向けた外国語資料の団体貸出ついての周知・活用促進	・外国語資料受入冊数 1,415冊 ・外国語の絵本等を活用した行事の実施回数 20回 ・外国語資料ページアクセス件数 6,619件 ・やさしいにほんごのページのアクセス件数 7,977件 ・やさしいにほんごモードOPACアクセス件数 7,639件 ・電子書籍(外国語・日本語学習用図書)のアクセス件数 5,679件 ・外国語資料の団体貸出 50件、1891冊	①達成	—	令和7年度と同じ	教育委員会事務局
	9	識字推進事業	学習者の生活に直結する識字・日本語を学ぶ環境を継続的・安定的に確保に努める。	識字・日本語教室に参加することで、日本語が前より上手になったと感じる割合 92.0% 識字・日本語教室に参加することで、前より日本での生活ができるようになったと感じる割合　90.0%	識字・日本語教室の開設　38か所 識字・日本語教室に参加することで、日本語が前より上手になったと感じる割合 85.9% 識字・日本語教室に参加することで、前より日本での生活ができるようになったと感じる割合　89.0%	②概ね達成	引き続き、学習者の生活に直結する識字・日本語を学ぶ環境の整備に努める。	令和７年度と同じ	教育委員会事務局